

第五次多摩市総合計画 基本計画（素案）

第五次多摩市総合計画 全体構成

はじめに

- 1 まちづくりの経過と総合計画策定の趣旨
- 2 総合計画の位置づけ
- 3 総合計画の構成
- 4 多摩市を取り巻く状況変化と社会的背景

基本構想

基本構想の期間と想定人口

- 第1章 まちづくりの基本理念
- 第2章 将来都市像
- 第3章 目指すまちの姿
- 第4章 「目指すまちの姿」の実現に向けた基本姿勢

基本計画

基本計画策定にあたっての前提	3
まちづくりを推進するための基本的な考え方	4
計画期間中の想定人口	8
分野別計画	9
分野別計画の見方	10
基本計画の体系	14
第1章	16
第2章	34
第3章	60
第4章	82
第5章	90
第6章	108
計画の実現に向けて	119
計画の実現に向けて	120
総合計画基本計画の構成と評価の仕組み	123
財政の見通し	124

基本計画策定に あたっての前提

持続可能なまちづくりを推進するための基本的な考え方

【基本的な考え方】

1 背景

我が国の総人口は平成 16（2004）年をピークに減少に転じました。また、急速に進む少子・高齢化の影響によって、生産年齢人口が減少し、このことに起因する労働力の低下、消費需要の減退、社会保障経費の増大などが社会・経済に及ぼす影響が懸念されています。さらに、現代社会のコミュニティは都市化やIT化によって徐々に地域性が失われてきています。

多摩市においては、現在の人口構成の側面からみると、今後は国を上回る少子・高齢化の進行が予測されています。また、人口構成が変化することに伴い、歳入に大きな割合を占める市税の減少や社会保障や福祉関係経費の増加とともに、ニュータウンの特性である高水準で整えられた都市基盤や公共施設も一時期に集中して整備されたことにより、老朽化に伴う更新の時期も重なってくるなど、財政面でも大きな課題があります。

このような中で、地域の活性化を図り、持続的な活力のある地域社会を築いていくためにはどうすればよいのでしょうか。私たちは、これまでの人口増加を基調とした社会から、人口と税収の減少を前提に、少子・高齢社会に伴う様々な市民ニーズや地域での様々な課題にきめ細かく応えられる地域社会をつくっていく必要があります。

2 「市民主体のまちづくり」とは

各自治体においては、これまで以上に市民の視点に立ち、市民にとって必要性が高く効果的な取り組みを進めていく必要があります。そのためには、何がまちづくりにおいて重要であるかを市民自身が考え、自覚と責任を持って決めていくことが重要です。

また、市内の各地域における課題やニーズは多様であり、全市画一的な取り組みでは対応できないものもあります。このような地域の課題を解決していくには、単に行政や関係者のみで対応するには限界があります。自治会や管理組合などの組織等に加えて、「市民一人ひとり」、「NPO」などの多様な主体が地域活動を支える重要な役割を担い合い、多様な主体の協働・連携の下、地域の課題を発見し、対策を考え、適切な役割分担をすることにより解決していくことが必要となります。このことは、単に財政の逼迫状況を回避するためだけでなく、多様な市民ニーズにきめ細かく応えていくことにもなります。暮らしの豊かさを向上させるためには、市民一人ひとりの力とその力を集結した地域の力が不可欠です。

まちづくりは市民のためのものです。市民にとってより良いまちをつくっていくために、「市民主体のまちづくり」を推進していきます。

3 「市民主体のまちづくり」を支える行政の役割

行政が担うべき基本的な業務とセーフティネットはまちづくりの大前提といえます。これらは市民一人ひとりの力だけでは担うことができない分野や社会的に弱い立場の方を支えるものであり、今後の厳しい財政の見通しの中でも、行政の役割としてしっかりと維持していく必要があります。

一方で、行政には「市民主体のまちづくり」を進める役割もあります。複雑化・多様化する市

民ニーズに対し、きめ細かな対応を行うために、これまでも多様な担い手による取り組みが進められてきています。今後は、担い手の拡大を促進するとともに、これまで個別に進められてきた取り組みをネットワーク化し、まちづくりをコーディネートしていくことが、行政の大きな役割になります。

【これまでの取り組みと今後の課題】

多摩市では、平成 16（2004）年 2 月に策定した「多摩市行財政再構築プラン」において、行政と市民、NPO、事業者など多様な主体が対等な立場で協働・連携し、適切に役割分担していく「新しい公共」の考え方を定めました。この考え方は「第四次多摩市総合計画後期基本計画 2010への道しるべ 多摩市戦略プラン」においても行財政運営の基本方針の中で踏襲し、多様な主体の支え合いによるまちづくりに取り組んできました。また、平成 16 年 8 月 1 日には、「多摩市自治基本条例」が施行されました。本条例は市民が市民の手で市民の責任によるまちづくりを実現するため、最も基本的な理念とそれを実現するための行動原則が定められており、市民、議会、市長をはじめとする市の執行機関の責務と役割を定め、また永続的な市民参画・協働によるまちづくりのルールが確立されました。

これまで公共サービスのあり方については行政が中心となって考え、サービス提供においては市民協働などにより担い手が拡大してきました。しかし、複雑化、多様化する市民や地域のニーズ全てに対応していくことは難しくなっています。今後は、多摩市全体で解決していかなければならないことと、より身近な地域ごとの課題として地域で解決していくことを分けて考えることが必要です。行政中心のサービス提供から、市民主体での公共サービスのあり方の検討や、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担によるサービス提供への転換をしていかなければ、持続可能な住み良いまちをつくっていくことが難しくなっています。

自治基本条例の考え方をさらに市民の間に浸透させることにより、それぞれの担い手が責任をもって行動し、連携・協力の下にまちづくりを進めていく必要があります。市民自らができることは自らが主体的に取り組むとともに、これまでに取り組んできた協働のまちづくりをより一層推進する、「市民主体のまちづくり」が重要になってきます。

【取り組みの方向性】

1 市政への市民参画の推進

市政への市民参画については、計画の策定、実施及び評価の各段階での参画があげられます。多摩市では、これまで、自治基本条例に基づき、市民意見を行政運営に反映するため、審議会等の委員の公募、パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ形式による会議の開催など、一人でも多くの市民が参画できる機会の充実に取り組んできました。さらに、無作為抽出による市民参画手法の実施により、これまでまちづくりに対して声を上げてこなかった方々の「声なき声」を汲み取ることも取り組んできました。引き続き、市民の視点で市政運営を行うために、計画、実施、評価の各段階における積極的な市民参画を推進し、市民の声が反映されやすい環境整備をしていくとともに、「自ら考え、自ら行動する」という自覚と責任を持って社会に参加する人づくり、地域のリーダー的人材の育成等を促進していきます。

◆こんな取り組みを行います

①行政評価市民委員会の実施

- ・市政情報の共有を行うとともに、市民の視点で行政の事業を評価し市政に反映させるために、公開の場で市民による事業評価を行います。

②常設型の住民投票条例の制定

- ・市民全体の意思表示・意思決定のインフラ整備のために、常設型の住民投票条例を制定します。

2 多様な連携と協働による地域づくり

地域コミュニティにおいては、これまで地域の課題解決に主体的に取り組んできた自治会等の役員の高齢化や後継者の不足、加入世帯の減少等が懸念されています。一方で、市民やNPO、ボランティア等が活発に地域活動を行うとともに、事業者や大学も地域の一員として、地域への貢献活動に取り組むようになってきており、新しい地域社会づくりの担い手として活躍しつつあります。

市民個人の力で解決することができない、地域で子育て・子育ち、高齢者を支えるまちづくりや防犯・防災等多岐にわたる課題に対しては、これらの多様な担い手が自らの専門性を生かし、支え合いにより解決していくことが求められます。このため、多様な担い手が、地域の課題を共通認識し、解決に向けて共に取り組むための仕組みづくりが必要となります。まちづくりの担い手同士や行政との協働を推進するとともに、地域の人材を担い手として活用できるよう、協働を進める支援体制について整備・拡充し、まちづくりに参画しやすい環境づくりに取り組むことが求められています。

また、行政においても、分野ごとに縦割りに進められていた取り組みを地域の視点から横断的かつ連携した取り組みに変えていく必要があります。行政は、直接的な地域の担い手として都市を経営する視点で市民の声をもとにまちづくりについて企画・立案していくとともに、地域の力をコーディネートする主体として多様な担い手の調整役でもあります。様々な地域の担い手を育てることや活動するための環境を整備し促進するとともに、様々な地域を担う主体の能力を引き出すためのマネジメントも必要です。

◆こんな取り組みを行います

① 新たな仕組みによる地域主権のまちづくり推進

- ・多くの市民が地域課題を自らの問題として共有し、互いに支えあいながら課題解決に取り組むまちづくりを推進するために、地域自治のあり方について研究し、(仮称)地域委員会等、新たなまちづくり組織のモデル試行を図ります。
- ・自分の住む地域への関心を高め、課題の発見や解決力を向上させるための学習の機会を設けます。

3 情報提供の促進と共有化

市民が主体的にまちづくりを行うためには、市が置かれている状況や課題などまちづくりに関する情報を知ることが必要です。また、多様な主体が対等な立場で協働・連携していくためには、お互いを理解することが大切です。今後は、これまで以上に行政が持っている情報を積極的に公開するとともに、まちづくりに関する様々な情報を共有することが重要となります。

情報提供の際には、個人情報の保護に配慮するとともに、市民の知る権利を尊重し、多様な情報媒体を活用し、情報格差の解消に努めます。このような開かれた行政を実践することで、行政の透明性、説明責任の向上を図ります。

このような中で、さらに、市民の視点で市民の立場に立った市政を推進するため、市民との対話を重視し政策等へ反映させていきます。

◆こんな取り組みを行います

①情報公開・共有のさらなる推進

- ・行政資料室や公式ホームページをはじめ、様々な機会を活用した行政情報の公開を行い、市民のみなさんとの共有に努めます。

②テーマ別の政策討論会等の開催

- ・多様な市民のみなさんとの対話の場を設け、意見交換を行うことにより政策の立案や推進に活かすために、テーマ別の政策討論会を開催します。

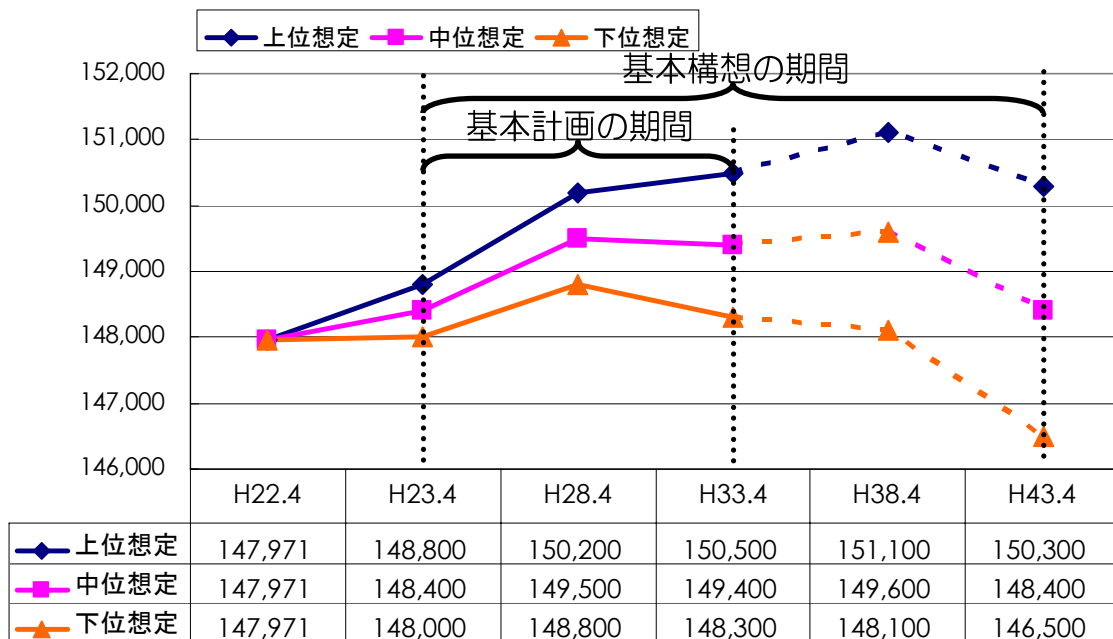
計画期間中の想定人口

計画期間中の想定人口は、国立社会保障人口問題研究所が国勢調査結果を利用して行なった推計と多摩市の直近の人口データを基に算出しました。

計画期間中の人口総数の推移は、一時的な増減はあるものの、大まかな傾向としては横ばいから微増するものと想定しています。ただし、基本構想の期間にあたるその後の10年では、人口が減少していくものと想定しています。

人口構成を見ると、平成22年（2010年）4月の高齢化率20.5%が平成33年4月には29.9%と10ポイント近く進行し、1人の高齢者を生産年齢人口3.3人で支えているという現状から、10年後は2人で1人の高齢者を支える状況が予測されています。

図● 総人口の推移



人口の推移

男性				
	H22.4	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	9,286	9,200	8,900	8,200
15~64歳	50,297	49,800	46,300	45,200
65~74歳	8,997	9,400	11,000	9,700
75歳~	4,746	5,100	7,200	9,600
総数	73,326	73,500	73,400	72,700

女性				
	H22.4	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	8,966	8,800	8,400	7,800
15~64歳	49,106	48,600	45,100	43,500
65~74歳	9,811	10,300	12,700	11,800
75歳~	6,762	7,200	9,900	13,600
総数	74,645	74,900	76,100	76,700

合計				
	H22.4	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	18,252	18,000	17,300	16,000
15~64歳	99,403	98,400	91,400	88,700
65~74歳	18,808	19,700	23,700	21,500
75歳~	11,508	12,300	17,100	23,200
総数	147,971	148,400	149,500	149,400

人口構成

男性				
	H22.4	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	12.7%	12.5%	12.1%	11.3%
15~64歳	68.6%	67.8%	63.1%	62.2%
65~74歳	12.3%	12.8%	15.0%	13.3%
75歳~	6.5%	6.9%	9.8%	13.2%

女性				
	H22.4	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	12.0%	11.7%	11.0%	10.2%
15~64歳	65.8%	64.9%	59.3%	56.7%
65~74歳	13.1%	13.8%	16.7%	15.4%
75歳~	9.1%	9.6%	13.0%	17.7%

合計				
	H22.4	H23.4	H28.4	H33.4
0~14歳	12.3%	12.1%	11.6%	10.7%
15~64歳	67.2%	66.3%	61.1%	59.4%
65~74歳	12.7%	13.3%	15.9%	14.4%
75歳~	7.8%	8.3%	11.4%	15.5%

分野別計画

分野別計画の見方

体系についての見方

第 1 章

各章のタイトルは基本構想に掲げる6つの「目指すまちの姿」に一致します。「目指すまちの姿」を実現することにより、基本構想の「将来都市像」を実現していきます。

子育て・子育てをみんなで支え、

子どもたちの明るい声がひびくまち

「目指すまちの姿」を実現するための「政策」です。各章に1~4つの政策を掲げます。

子どもを育てることが
うれしいと思えるまち
づくり

- 1-1 子育て家庭への支援
- 1-2 子どもの健やかな成長への支援
- 1-3 子育て・子育てを育む地域づくり

人と学びを未来につな
ぐまちづくり

- 2-1 学力の伸長と個性、創造性の育成
- 2-2 心の教育や体験活動の推進
- 2-3 健康教育と環境教育の推進
- 2-4 学校・家庭・地域等の連携の推進

「政策」を実現するための「施策」です。政策ごとに2~4つの施策を掲げます。

政策についての見方

市のこれまでの取り組みや、政策を取り巻く環境についての「現状」、政策を実現するための主要な「課題」を記載します。

政策1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

【現状と課題】

子育てに関する悩みや不安の相談相手がないという保護者の割合の増加傾向から、育児仲間や気軽に相談できる人を得て、子育てに自信を持てるための支援が重要となっています。特に、初めての育児などで戸惑いの多い乳幼児期、なかでも3歳未満の乳幼児期には、在宅育児世帯の割合が高く、健診等を通じた早期からの相談や支援、就業率の高まりによる保育所待機児の問題などの就労と子育ての両立支援にとどまらず、親が親として成長していけるよう総合的な支援が求められています。また、昨今では、子育て家庭の抱える課題が複雑化しており、さまざまな家庭環境の中で子育てを行っている家庭への健康・福祉・教育分野での専門的な相談援助体制と、きめ細やかな支援が重要となっています。

一方、現代の子どもたちは、自分のしたいことを見つけたり、自ら考えるだけのゆとりを得にくく、少子高齢化の進展や核家族化などの中で、交流の範囲も限られているため、将来に向かうための視野を広げる機会をもつことが困難になりがちです。そのため、世代間の交流なども含めた地域における多様な体験の後押しを行うとともに、活動の領域を広げ、社会性を育み、自立していく過程で、子どもの社会性・主体性の獲得のために少しの手助けや後押しを行える「人」、主体的に過ごすことのできる「場」の存在が重要となっています。

また、市民団体による子育て支援活動も活発に行われていますが、深刻化した問題を抱える子育て家庭への対応などに直面する場

「現状と課題」を受けて、課題解決に向けて基本計画改訂までの4年間に重点的に取り組む事項について記載します。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 保育園の待機児対策と学童クラブの充実
 - ・3歳未満児を中心とする保育所待機児を解消するため、多様な保育サービスの基盤整備を進めます。また、学童クラブについても、施設整備等によりエリア単位での規模の適正化を図るとともに、適正な利用者負担によるモアサービス実施の枠組みを構築します。
- ② 子どもの居場所づくり
 - ・子どもの居場所づくりを進めるため、「放課後子ども教室事業」の拡大を図るとともに、青少年問題協議会（青少協）地区委員会行事の情報提供や青少年委員による指導技術の普及を行います。
- ③ 児童館の機能強化
 - ・従来の子どもを対象にした事業の充実に加え、それぞれの地域の関係団体や関係機関、地域の人材や大学との連携強化による児童の健全育成の環境づくり等に取り組めます。
- ④ 子どもや子育てに関わる人材育成の充実
 - ・地域における子育て支援を進めるため、人材育成事業を更に展開していくとともに、子育てに関わる関係機関、団体の交流などによる幅広いネットワークづくりを展開します。
- ⑤ 児童虐待防止の取組体制の維持・強化
 - ・児童虐待の防止を図るため、妊娠期からの早期支援や、個別ケースへのきめ細かい対応や、関係機関間の情報共有と適切な役割分担による見守り活動等を展開します。

施策についての見方

施策の目的（何のためにやるか）と、目的が達成されたときの「まちの姿」を記載します。

施策 1-1 子育て家庭への支援

1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、子どもの最善に配慮された多様な働き方やライフスタイルが尊重され、子育ての喜びが感じられるよう、多様なサービス基盤のもとに社会的な支援が展開されています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①多摩市は「子育てがしやすい」と答える子育て期の市民の割合	62.2%	70%	
②子育て支援事業への参加者数	22,791 人		
③保育所待機児数の待機率 (待機児童数/認可定員)	9.7%		
④公式ホームページ内「出産・子育て」へのアクセス数	(ビュー)		

【出典： ①市政世論調査、②子育て総合センター及び児童青少年課、③子育て支援課、④広報広聴課】

「施策の目指す姿」の実現に向けた取り組みを行うことにより得られる成果を数値で表すことにより、達成状況を分かりやすく表します。
また、目標値を明確に設定し、事業の重点化・縮減や優先順位などを検討する上での判断材料とすることで、施策の目指す姿の達成に向けた進行管理を行います。

政策の「現状と課題」を踏まえ、「課題解決」＝「施策の目指す姿の実現」に向けた今後 10 年間の取り組みの方向性を記入します。

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 保護者に対する相談・情報提供、学びの機会の充実
 - ・様々な悩みや問題を抱えている親に対し、安心感を与え、適切な情報提供ができる体制を維持しつつ、周囲の人々の力を借りながら、子育てに自分らしさを見出し、自信がもてるように、親同士がともに学び、育みあう機会の充実を図ります。
- ② 国や都との連携による経済的支援
 - ・子育てにかかる経済的負担が大きすぎると感じることで、子育てを困難にしている原因のひとつとされていることから、経済的負担の軽減のため、国や都に適切な役割分担を求めています。
- ③ 子育て家庭へのきめ細かい支援
 - ・多様な生活様式や働き方に対応し、様々な生活様式の人が安心して子どもを産み育てることができるよう、健康、福祉、教育の各領域できめ細やかな支援を行います。また、児童虐待の防止を目的とした取り組みを展開します。
- ④ ひとり親・社会的・体制の整備
- ⑤ 就労と子・家庭生活環境の整備

市民主体のまちづくりを進めるにあたって、まちづくり主体ごとの主な役割を記載します。

「市民」には、個人としての市民だけではなく、「家庭」、「地域」、「事業者」など幅広い意味での市民の役割を記載します。

「行政」には、サービス提供主体としての行政の役割ではなく、行政以外のまちづくりの担い手をサポート、コーディネートする立場での行政の役割を記載します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・市民は近所で声をかけ合い、子育て家庭の孤立をなくします。(ワ)
- ・市民は乳幼児健診や予防接種などを通じて、適切に子どもの発達や感染症予防に関わり、食育等子どもの健康づくりに積極的に取り組みます。
- ・家庭では各種制度等の情報収集と活用に努めます。(ワ)
- ・地域ではボランティア等への参加に努めます。(ワ)
- ・事業者は子育てのしやすい就業の仕組みをつくりまします。(ワ)

□行政

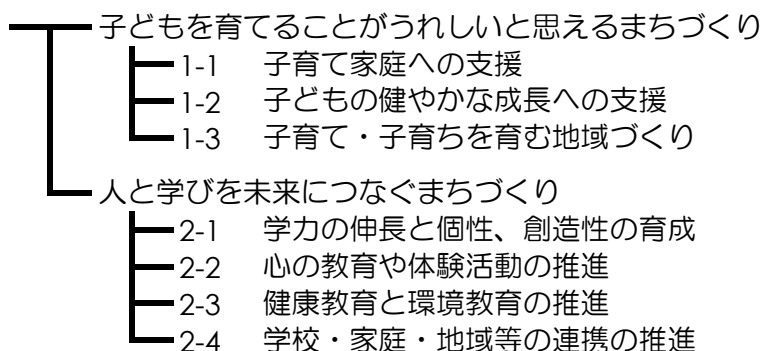
- ・わかりやすい情報提供・情報共有の仕組みを目指し、工夫を進めます。(ワ)
- ・子育てに関する相談窓口の充実に努めます。(ワ)
- ・関係機関と連携して、児童虐待の予防の啓発や活動や相談援助活動に取り組みます。
- ・子育てに関するボランティア等に関する情報や機会の提供を推進します。

5 関連する主な計画

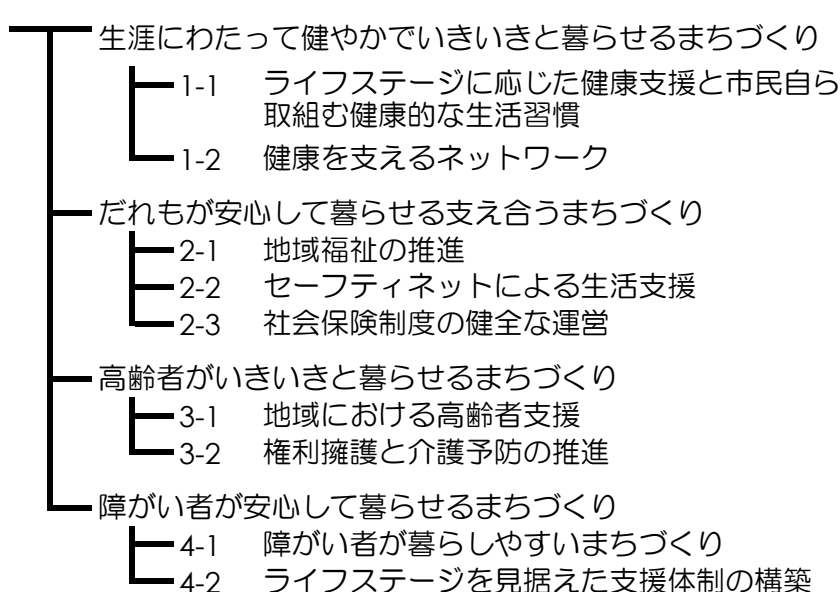
◆子育て・子育てち・こどもプラン

基本計画の目標体系

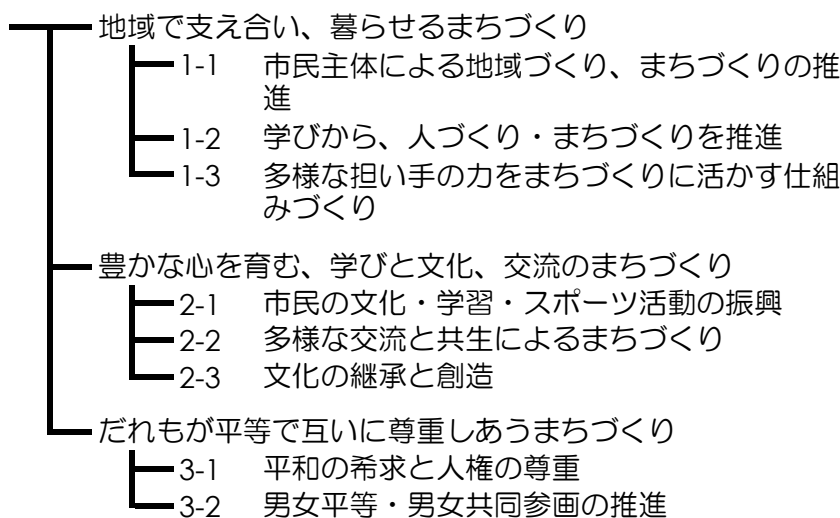
子育て・子育てをみんなで支え、
子どもたちの明るい声がひびくま
ち



みんなが明るく、安心して、いき
いきと暮らしているまち



みんなで楽しみながら地域づくり
を進めるまち



働き、学び、遊び みんなが活気
と魅力を感じるまち

人々が集い、働く、活気と魅力あふれるまちづくり

- 1-1 商工業の振興による地域経済の活性化の推進
- 1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
- 1-3 都市農業の振興による農からのまちづくりの推進

いつまでもみんなが住み続けられ
る安全で快適なまち

安全・安心のまちづくり

- 1-1 減災・防災のまちづくり
- 1-2 くらしの安全を守るまちづくりの推進
- 1-3 交通安全の推進

安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

- 2-1 充実した都市機能の維持・更新
- 2-2 安全でゆとりある道路網の整備
- 2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築
- 2-4 良質な住環境の確保の推進

人・自然・地球 みんなで環境を
大切にするまち

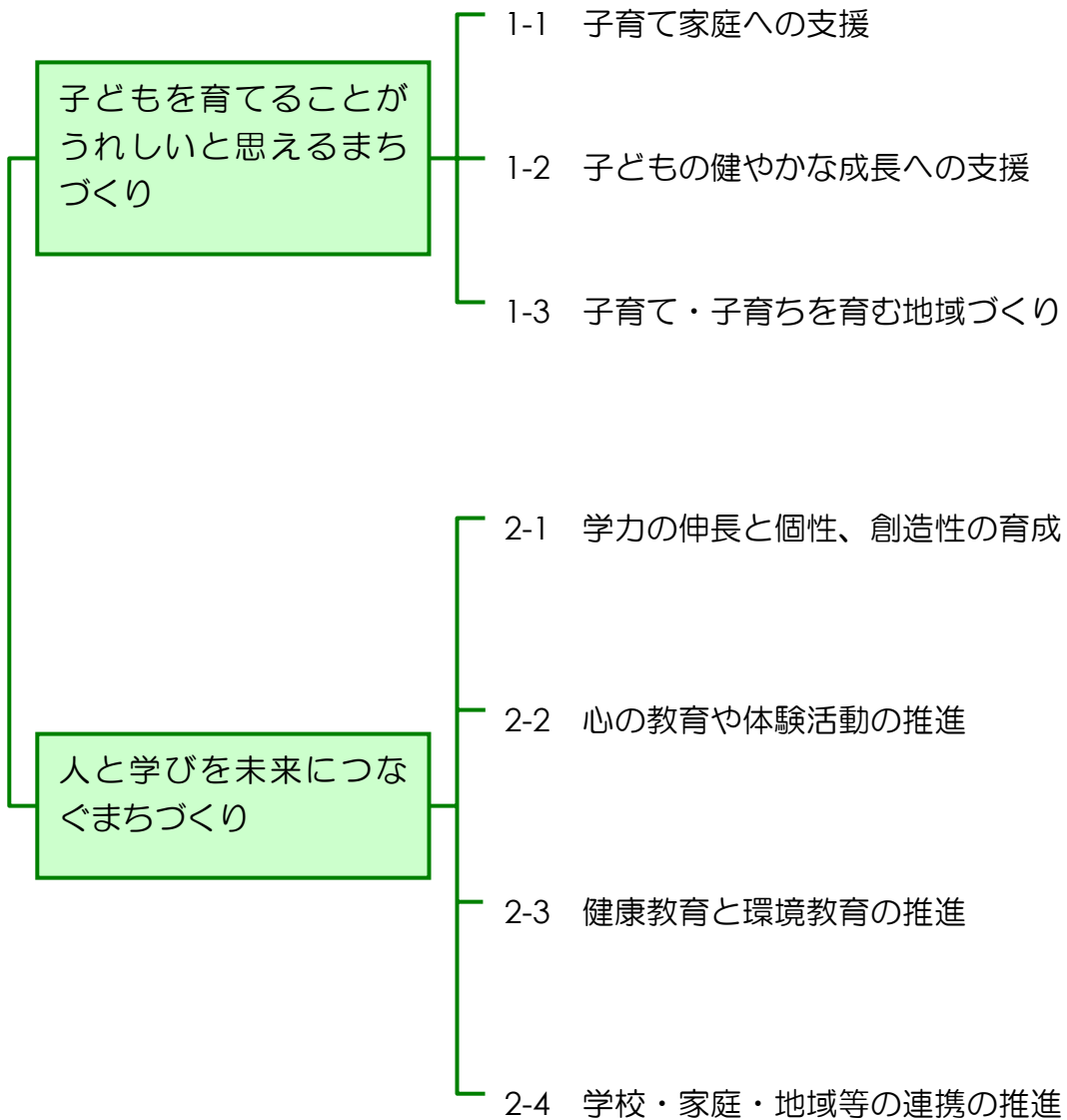
地球と人にやさしい持続可能なまちづくり

- 1-1 自然環境・都市環境の保全と創出
- 1-2 低炭素・省エネルギー社会の構築
- 1-3 ごみの少ないまちづくり
- 1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

第 1 章

子育て・子育てをみんなで支え、

子どもたちの明るい声がひびくまち



政策1 子どもを育てることがうれしいと思えるまちづくり

【現状と課題】

子育てに関する悩みや不安の相談相手がないという保護者の割合の増加傾向から、育児仲間や気軽に相談できる人を得て、子育てに自信を持てるための支援が重要となっています。特に、初めての育児などで戸惑いの多い乳幼児期、なかでも3歳未満の乳幼児期には、在宅育児世帯の割合が高く、健診等を通じた早期からの相談や支援、就業率の高まりによる保育所待機児の問題などの就労と子育ての両立支援にとどまらず、親が親として成長していけるよう総合的な支援が求められています。また、昨今では、子育て家庭の抱える課題が複雑化しており、さまざまな家庭環境の中で子育てを行っている家庭への健康・福祉・教育分野での専門的な相談援助体制と、きめ細やかな支援が重要となっています。

一方、現代の子どもたちは、自分のしたいことを見つけたり、自ら考えるだけのゆとりを得にくく、少子高齢化の進展や核家族化などの中で、交流の範囲も限られているため、将来に向かうための視野を広げる機会をもつことが困難になりがちです。そのため、世代間の交流なども含めた地域における多様な体験の後押しを行うとともに、活動の領域を広げ、社会性を育み、自立していく過程で、子どもの社会性・主体性の獲得のために少しの手助けや後押しを行える「人」、主体的に過ごすことのできる「場」の存在が重要となっています。

また、市民団体による子育て支援活動も活発に行われていますが、深刻化した問題を抱える子育て家庭への対応などに直面する場面も増えており、行政との役割分担を踏まえた適切な団体支援を行うとともに、新しい人材の育成なども課題となっています。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 保育園の待機児対策と学童クラブの充実
 - ・3歳未満児を中心とする保育所待機児を解消するため、多様な保育サービスの基盤整備を進めます。また、学童クラブについても、施設整備等によりエリア単位での規模の適正化を図るとともに、適正な利用者負担によるモアサービス実施の枠組みを構築します。
- ② 子どもの居場所づくり
 - ・子どもの居場所づくりを進めるため、「放課後子ども教室事業」の拡大を図るとともに、青少年問題協議会（青少協）地区委員会行事の情報提供や青少年委員による指導技術の普及を行います。
- ③ 児童館の機能強化
 - ・従来の子どもを対象にした事業の充実に加え、それぞれの地域の関係団体や関係機関、地域の人材や大学との連携強化による児童の健全育成の環境づくり等に取り組みます。
- ④ 子どもや子育てに関わる人材育成の充実
 - ・地域における子育て支援を進めるため、人材育成事業を更に展開していくとともに、子育てに関わる関係機関、団体の交流などによる幅広いネットワークづくりを展開します。
- ⑤ 児童虐待防止の取組体制の維持・強化
 - ・児童虐待の防止を図るため、妊娠期からの早期支援や、個別ケースへのきめ細かい対応や、関係機関間の情報共有と適切な役割分担による見守り活動等を展開します。

施策 1-1 子育て家庭への支援

1 施策の目指す姿

親が親として成長し、子育てに安心と喜びを見出すために、子どもの最善に配慮された多様な働き方やライフスタイルが尊重され、子育ての喜びが感じられるよう、多様なサービス基盤のもとに社会的な支援が展開されています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①多摩市は「子育てがしやすい」と答える子育て期の市民の割合	62.2%	70%	
②子育て支援事業への参加者数	22,791 人		
③保育所待機児数の待機率 (待機児童数/認可定員)	9.7%		
④公式ホームページ内「出産・子育て」へのアクセス数	(ビュー)		

【出典： ①市政世論調査、②子育て総合センター及び児童青少年課、③子育て支援課、④広報広聴課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 保護者に対する相談・情報提供、学びの機会の充実
 - ・様々な悩みや問題を抱えている親に対し、安心感を与え、適切な情報提供ができる体制を維持しつつ、周囲の人々の力を借りながら、子育てに自分らしさを見出し、自信がもてるように、親同士がともに学び、育みあう機会の充実を図ります。
- ② 国や都との連携による経済的支援
 - ・子育てにかかる経済的負担が大きすぎると感じることで、子育てを困難にしている原因のひとつとされていることから、経済的負担の軽減のため、国や都に適切な役割分担を求めています。
- ③ 子育て家庭へのきめ細かい支援
 - ・多様な生活様式や働き方に対応し、様々な生活様式の人々が安心して子どもを産み育てることができるよう、健康、福祉、教育の各領域できめ細やかな支援を行います。また、児童虐待の防止を図るため、関係機関間の情報共有と適切な役割分担による見守り活動、相談援助活動等を展開します。
- ④ ひとり親家庭への支援
 - ・社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭に対し、多角的な支援体制の整備を図ります。
- ⑤ 就労と子育ての両立支援
 - ・家庭生活における活動とその他の活動を両立させ、社会のなかで安心して子育てができる環境の整備を図ります。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・市民は近所で声をかけ合い、子育て家庭の孤立をなくします。(ワ)
- ・市民は乳幼児健診や予防接種などを通じて、適切に子どもの発達や感染症予防に関わり、食育等子どもの健康づくりに積極的に取り組みます。
- ・家庭では各種制度等の情報収集と活用に努めます。(ワ)
- ・地域ではボランティア等への参加に努めます。(ワ)
- ・事業者は子育てのしやすい就業の仕組みをつくりまます。(ワ)

□行政

- ・わかりやすい情報提供・情報共有の仕組みを目指し、工夫を進めます。(ワ)
- ・子育てに関する相談窓口の充実を努めます。(ワ)
- ・関係機関と連携して、児童虐待の予防の啓発や活動や相談援助活動に取り組みます。
- ・子育てに関するボランティア等に関する情報や機会の提供を推進します。

5 関連する主な計画

◆子育て・子育て・こどもプラン

施策 1-2 子どもの健やかな成長への支援

1 施策の目指す姿

子どもたちが、のびのびと、その子らしく育つために、周囲の大人たちが子どもたちを人として尊重し、あたたかく見守っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①中高生までの人口に占める児童館登録児童数の割合	36.7%		
②中学生までの人口に占める青少協地区委員会活動への参加児童数の割合	88.5%		
③夏休みボランティア体験者数	人		

【出典： ①・②児童青少年課、③社会福祉協議会】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 子どもの人権の尊重
 - ・誰もが、子どもを一人の人として尊重し、のびのびとした子どもの成長を支援できるように、子どもの人権を守るための体制を整備するとともに、啓発に努めます。
- ② 子どもの居場所づくり
 - ・子どもたちが主体的に参加でき、のびのびと安全に過ごす事のできるよう、中学生以上の世代を視野に入れた講座や各種活動を推進するとともに、青少年のサークル活動への支援や相互交流の促進を図り、子どもが主体的に使用でき、安心して過ごせる場所の充実を進めます。
- ③ 体験・社会参加の充実
 - ・地域行事等を通じた異世代交流や、年齢の異なる子ども同士のふれあいなど、多様な人間関係を育む取り組みを推進します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・地域では子どもたちの見守り活動を行います。（ワ）
- ・市民は、子育てイベントの企画・実施や参加など、地域活動に積極的に参加します。（ワ）
- ・高校生、大学生は遊びのリーダー役を担います。（ワ）
- ・家庭では、子どもの地域行事への参加を勧めます。
- ・事業者は、子どもの健全な育成環境に配慮した事業活動を行います。

□行政

- ・子どもの人権を守るために、幅広い啓発に努めます。
- ・子育て総合センター、児童館をはじめ公民館や図書館などで、子どもの成長段階にあわせた事業の展開や保護者への情報提供に努めます。

5 関連する主な計画

◆子育て・子育て・こどもプラン

施策 1-3 子育て・子育てを育む地域づくり

1 施策の目指す姿

豊かな子育て・子育てを実現するため、地域みんなが、子どもを介した地域活動をより活発化し、市民相互の支えあいを展開されています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①子どもの安全を見守る地域の大人の数	(人)		
②地域で子どもを育むネットワーク活動に取り組む大人の数	31,859(人)		
③ファミリー・サポート・センターの会員数	897(人)		
④学校や地域で子どもに関わる地域の大人の数	3,865(人)		

【出典： ①児童青少年課及び教育指導課、②児童青少年課、③子育て総合センター、④児童青少年課及び教育指導課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 地域コミュニティによる子育て支援の充実
 - ・子育てや子どもの存在が地域社会で理解され、あたたかな見守りが促されるよう、地域社会全体で子育てを支援する環境整備を図ります。
- ② 子育て・子育てを支えるネットワークづくり
 - ・様々な場面で、子どもや子育てに関わる各団体の連携を推進し、適切な役割分担のもと、知恵を出し合い、解決する過程を共有することによって、子育て・子育ての支援をともに担い合い、拡充させていくネットワークの発展に努めます。
- ③ 人材育成の推進
 - ・子どもが豊かな人間関係を形成し、成長する上で、周囲の大人は重要な役割を担っています。地域で子どもを見守る立場の人から専門的な立場で活動する人まで、それぞれの活動のステージに応じた人材育成を行います。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・市民は、自治会や管理組合、イベントなどへ積極的に参加しネットワークをつくれます。(ワ)
- ・市民は高齢者などの異世代による子育て支援や、ボランティアに取り組みます。(ワ)
- ・事業者は、地域の子育て支援活動に協力します。

□行政

- ・市民団体やNPO等との間の調整を行い、市民ニーズのマッチングに努めます。(ワ)
- ・親同士が交流できる場所の提供や子育て支援者の育成を行います。(ワ)
- ・地域団体のイベントの情報などについて、わかりやすい周知に努めます。

5 関連する主な計画

◆子育て・子育て・こどもプラン

政策2 人と学びを未来につなぐまちづくり

【現状と課題】

少子高齢化、国際化、情報化が進み、子どもたちや教育を取り巻く環境は急激に変化してきています。このような中で、未来を担う子どもたちには、地球的な視野で身近な暮らしを変え、地域づくりに参加する等、「持続可能な社会の担い手」として行動することが強く期待されています。そのためには、時代の変化に柔軟に対応しつつ、学校・家庭・地域の教育力を高めながら、子どもたちの健やかな成長と「生きる力」（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成が求められています。

今、多摩市の子どもたちは、学力に関しては全国平均を上回っており、概ね良好な状況にありますが、今後はより習得・活用・探究を重視した学習指導の充実が必要です。また、体力面では全国平均を下回る種目が多く、今後の体力向上が課題です。更に、全国的に問題になっているいわゆる「小1問題※1」「中1ギャップ※2」への対応、不登校やいじめの問題、対象者の増加が予想される特別支援教育等、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援を充実していく必要があります。一方、学校施設に関しては、ニュータウン開発に伴い学校の開設時期が重なるという特殊事情もあり、多くの学校で老朽化が進んでいます。国の学級編制基準や市内児童・生徒数の動向等も踏まえ、計画的に改修や改築を行っていく必要があります。

こうした多くの課題に対応するためにも、地域全体で子どもたちを育て、支えていく必要があります。すでに多くの学校で地域の方々や大学等との連携が図られていますが、今後は、更に開かれた学校を目指し、豊かな教育活動を展開していくためにも、地域全体で学校を支える仕組みを早急に立ち上げ、学校と地域の活性化につなげていかなければなりません。

※1 小1問題：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動を取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態で数か月継続する状態

※2 中1ギャップ：小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 持続発展教育（ESD）の推進
 - ・日本の将来を見据え、持続発展可能な社会の担い手を育成するために、学校が様々な地域の教育力とつながりながら、問題解決的な学習である持続発展教育（ESD）を推進します。
- ② 地域教育力支援事業の拡充
 - ・持続発展教育（ESD）をより有効なものとし、子どもたちの「生きる力」の向上を図るために、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを進め、地域の活性化にも寄与します。
- ③ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援
 - ・「小1問題」「中1ギャップ」への対応、不登校やいじめの問題、また対象者の増加が予想される特別支援教育等に対応するため、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた相談、支援、指導体制の充実を図ります。
- ④ 安全で環境に配慮した教育施設の整備
 - ・学校の一定規模・適正配置を推進するとともに、子どもたちの安全を確保し、良好な学習環境を整備するために、環境に配慮しつつ多摩第二小学校の建替えや学校施設の計画的な改築や改修を進めます。

施策 2 - 1 学力の伸長と個性、創造性の育成

1 施策の目指す姿

多摩市のすべての児童・生徒が、自立して社会で生き、持続可能な社会を担っていくために必要な基礎・基本を身につけています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①学んだことを日常生活に「生かしている」「どちらかといえば生かしている」と回答している割合	(全国平均を 100% としたもの) (平成 22 年度)		
・算数小 6	107.0%	100%超	100%超
・数学中 3	98.7%	100%超	100%超
②市内小中学校における、ユネスコ スクール加盟数	(平成 22 年度)		
	10 校	市内全校	—
③教員の ICT 活用指導力アンケート における「わりにできる+やや できる」の割合 (全項目平均)	(平成 22 年度)		
・小学校	65.7%	90%	100%
・中学校	58.1%	90%	100%

【出典： ①全国学力・学習状況調査 (文部科学省)、②多摩市教育委員会調査、③ICT 活用指導力アンケート (文部科学省)】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 習得・活用・探究^{※1}を重視した学習指導の充実
 - ・新しい学習指導要領の趣旨に則り、多摩市のすべての児童・生徒に対し、確かな学力の定着を促す学習指導を展開します。
 - ・ピアティーチャーや近隣大学のスクールインターン等による学校への人的支援や、小・中学校教員の指導法などの研修を充実します。
- ② 持続発展教育（ESD）^{※2}の推進
 - ・地域や NPO、大学、企業等との連携を強めながら、国際理解教育・環境教育・食育・キャリア教育等に関連付け、持続発展可能な社会の担い手を育てる教育を、全小・中学校で総合的に展開します。
 - ・持続発展教育の推進拠点であるユネスコ・スクール^{※3}の加盟に取り組みます。
- ③ 情報教育の推進と環境整備
 - ・ICT 機器を効果的・効率的に活用し、児童・生徒への楽しくわかりやすい授業の提供、教職員の校務・教務負担の軽減、個人情報管理の徹底を図ります。また Web 会議システム^{※4}等を利用した海外の学校との交流も視野に入れた学習活動を推進します。
 - ・学校図書館と市立図書館との連携・協力体制の更なる強化を図り、子どもの読書環境の向上を図るとともに、発達段階に応じた情報活用能力の開発と向上に努めます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・家庭は子どもが学校で力を十分に発揮できるように、基本的な生活習慣の確立に努めます。また、学校の方針を理解し、保護者のできることは積極的に協力します。
- ・地域や NPO、大学、企業等は、学校の求めに応じ、児童・生徒の健全育成のために、地域人材の経験や技術などを積極的に提供します。また、農業体験や外国人との交流など、子どもの体験学習の機会を提供します。

□行政

- ・教育委員会は、各学校の教育活動の充実のため、人的・物的支援を行います。
- ・学校は授業の充実に努め、一人ひとりの児童・生徒の「生きる力」を育むとともに、地域との連携を深めるための環境づくりを行います。

5 関連する主な計画

◆ 多摩市教育振興プラン

- ※1 **習得・活用・探究**：新しい学習指導要領が掲げる「生きる力」の一つ。基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力の育成を目指している。
- ※2 **持続発展教育（ESD）**：持続可能な社会の担い手に必要な知識・価値観・行動等を育成するための教育のことで、特に2つの視点が重要。一つは人格の発達や人間性の育成、もう一つは人・社会・自然という様々な他者との関係性を認識するとともに関わりとつながりを尊重できる人材の育成。
- ※3 **ユネスコスクール**：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校のこと。現在、国内で237校が加盟。（平成22年10月現在）
- ※4 **Web 会議システム**：パソコンに Web カメラ等を接続し、インターネットを活用し遠隔地にいる相手と会議ができるシステム。従来のテレビ会議とは異なり、資料を共有したり、録画することができる。

施策 2-2 心の教育や体験活動の推進

1 施策の目指す姿

多摩市のすべての児童・生徒が、人と協調しつつ社会生活を送るために必要な、柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし人権を尊重する心を育てています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①全国学力・学習状況調査において、「いじめはいけない」と回答している割合	(平成 22 年度)		
・小 6 ※参考値 (全国)	76.8% (75.7%)	100%	100%
・中 3 ※参考値 (全国)	50.7% (63.3%)	100%	100%
②不登校児童・生徒出現率	(平成 20 年度確定値)		
・小学校 ※参考値 (全国)	0.28% (0.32%)	0.20%	0.15%
・中学校 ※参考値 (全国)	2.50% (2.89%)	2.00%	1.50%
③不登校児童・生徒のうち、学校以外の支援(※)がある児童・生徒の割合	(平成 22 年度)		
・小学校	91.3%	100.0%	100.0%
・中学校	80.7%	100.0%	100.0%
※子育て総合センター、児童相談所等の機関、団体からの支援			

【出典： ①全国学力・学習状況調査（文部科学省）、②学校基本調査、③多摩市教育委員会調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 人権教育の充実と体験活動の推進
 - ・命を大切にすることを通して、人権の価値や重要性を理解し、自他の人権を擁護しようとする意識や態度を育成します。
 - ・学校外の人材の活用や市内企業等の協力に基づく職場体験の促進など、児童・生徒の体験活動の機会を充実させ、社会性を育むとともに、望ましい勤労観や職業観を育成します。
- ② 道徳性・社会性を重視した教育の充実と家庭教育の支援
 - ・地域活動を通して、大人と子どもとの交流する環境づくりを推進し、子どもたちの社会性や道徳心を育成します。
 - ・子育てに関する家庭の心理的負担や不安を軽減するため、関係機関との連携を図りながら、家庭教育支援事業を実施します。あわせて、虐待防止等のための連携強化を図ります。
- ③ 教育相談の充実
 - ・いじめや不登校等の解消のため、子育て総合センター等と連携し、教育センターの相談員や適応指導教室^{※1}のスクールソーシャルワーカー^{※2}による相談を充実させます。また、「小1問題」を解消するため、就学支援シートの活用や望ましい人間関係づくりに取り組みます。
 - ・就学相談をはじめ、転学・入級相談について、特別支援教育マネジメントチーム^{※3}が発達支援室や医療機関等と連携を深め、乳幼児期からの一貫した支援を行います。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・家庭は、子の教育について第一義的な責任をもっていることを認識し、子どもに生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促します。
- ・地域は、親が子育てに喜びと充実感を得られるように、親と子がともに学びあい育ちあうことができる環境を整備します。また、例えば市民による野外活動や文化教育を通じて、子育てを見守り支えあうことができるようにします。

□行政

- ・教育委員会は、教育や子育てについての相談体制を充実し、親や家庭の心理的な不安の軽減を図るとともに、子どもに関する知識や情報の提供に努め、家庭での教育力の向上を支援します。
- ・学校は、子どもの豊かな心の育成には地域との関わりが欠かせないことを踏まえ、家庭や地域との連携を深めます。

5 関連する主な計画

◆多摩市教育振興プラン

- ※1 適応指導教室：学校生活への適応が難しい児童・生徒が、有意義な学校生活を送ることができるよう支援するための教室。
- ※2 スクールソーシャルワーカー：子どもたちが日々の生活の中で出会う様々な困難を、子どもの側に立って解決するため2008年に文部科学省が開始した事業。
- ※3 特別支援教育マネジメントチーム：特別支援教育の充実と発展を図るため、教育センター内に設置。就学相談や転学相談、巡回相談を実施

施策 2-3 健康教育と環境教育の推進

1 施策の目指す姿

多摩市のすべての児童・生徒が、生涯にわたって健康に生きていくために必要な、調和のとれた生活習慣や食習慣を確立しています。また、持続可能な社会の担い手として必要な、環境に対する深い理解を身につけています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全種目の平均値	(※全国平均を100%としたもの) (平成 21 年度)		
・小 5 男女、中 2 男女	95.6%	100%	100%超
②エコプロダクツ ^{※1} への参加校(累計)	2 校	10 校	22 校
③自然エネルギー ^{※2} を活用した学校数	6 校	15 校	市内全校

【出典： ①全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）、②多摩市教育委員会調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 望ましい生活習慣に基づく体力の向上と学校給食等を通じた食育の推進
 - ・運動に親しむ資質や能力、態度を育むとともに、小児生活習慣病や歯周疾患等の疾病予防のために、関係機関や家庭と一体となった健康づくりを行います。
 - ・市内農業者や児童・生徒の保護者、学校等との連携を図りながら、地産地消を進め、地場野菜を利用したより良い給食づくりを推進します。また、栄養教諭の学校巡回のほか、関係部署や地域活動との連携を更に強化し、多様な食育活動を展開します。
- ② 地域における健康推進活動やスポーツ活動等の充実
 - ・青少年問題協議会地区委員会や自治会、民生・児童委員、地域住民等の協力のもと、子どもたちの健全育成の活動を支援・推進することを通して、家庭を地域で支え、安心して学校生活を送れるような環境づくりに努めます。
 - ・子どもたちの健やかな体を育成するため、学校開放を含めた運動可能な場の確保や各種催しを推進します。
- ③ 環境教育の推進と安全で環境に配慮した教育施設の整備
 - ・地域の身近な自然環境を活用しながら環境教育を推進し、地域の人々とともに自然環境を守る等の体験を通して、持続可能な社会の担い手を育成します。
 - ・学校の一定規模・適正配置を推進するとともに、多摩第二小学校の建替えや統合新校の改修、老朽化した学校施設・設備の改修等を計画的に推進します。また、太陽光や雨水、風力等を活用し、安全で環境に配慮した教育施設の整備に努めます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・家庭は子育ての役割として、食事・運動・睡眠・休養等の調和のとれた生活習慣を身につけるよう育てます。
- ・地域やNPO、大学、企業等は子どもたちの知識・技能・人間関係・社会性等を育むため、体験活動等の機会の提供を通して、地域全体で子どもたちの健全育成を推進します。

□行政

- ・教育委員会は、家庭における健やかな体の育成のため、健康や体力づくり、食育に関する情報を積極的に発信するとともに、教育環境の整備を推進します。
- ・学校は、関連する教科や給食等を通して食育を推進するとともに、子どもたちが地域とともに食や環境を考える機会を提供できるよう、地域との連携を深めます。

5 関連する主な計画

- ◆多摩市教育振興プラン ◆多摩市学校保健計画 ◆多摩市ストックマネジメント計画
- ◆多摩市食育推進計画

※1 エコプロダクツ：(社)産業環境管理協会、日本経済新聞社が主催する日本最大級の環境展示会
※2 自然エネルギー：太陽光や雨水、風力等

施策 2-4 学校・家庭・地域等の連携の推進

1 施策の目指す姿

多摩市のすべての児童・生徒の健やかな成長を育むために、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を認識し、相互の連携により多様な活動を展開しています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市内小中学校における学校支援の 仕組みの設置数	(平成 22 年度)		
・小学校	0	10	市内全校
・中学校	0	4	市内全校
②大学連携により学校支援として活 動している ^{*1} 大学生の数	(平成 21 年度)		
・小学校	24	50	100
・中学校	76	100	200

【出典： ①、②ともに多摩市教育委員会調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 情報や人の交流を通じた教育活動の充実
 - ・学校教育、家庭教育、地域教育がより連携し、一体となって子どもたちの「生きる力」を育てるため、社会教育分野を総合的に審議し実践できる委員会組織を設置します。
 - ・地域の様々な人材や NPO、大学、企業等を地域教育力の向上に活かし、かつ学校への支援強化を図るため、地域教育力支援コーディネーター^{※2}の活動や公民館等での講座を充実します。
- ② 地域との協働による学校支援体制の構築
 - ・地域の活性化も視野に入れた学校支援の仕組みを構築し、学校・家庭・地域の連携に基づく地域教育力の向上を図ります。
 - ・地域との連携を図りながら、より良い学校評価を実施します。
- ③ 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実
 - ・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の問題を解決するため、特別支援教育をはじめとする児童・生徒の状況に応じた必要な支援を行います。
 - ・経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して支援するほか、帰国子女や外国籍児童・生徒に対する学校生活での不安の軽減や困難の解消のため、多摩市国際交流センター等と連携を図り、支援を行います。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・家庭は子どもの教育について第一義的な責任をもっていることを認識しつつ、子どもたちの育成が地域全体で担われていることを理解し、地域活動に積極的に参加します。
- ・地域は、地域全体で子どもたちの育成を担うことが大切であることを踏まえ、高齢者や長年企業で働いてきた人たちが教師役になる等、子どもたちに様々な経験や知恵等を伝えることにより、将来を担う子どもたちを育てます。

□行政

- ・教育委員会は、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの育成を担うことができるよう、連携の仕組みづくりや環境整備に取り組みます。
- ・そのために、学校は地域とのつながりをより深めていきます。

5 関連する主な計画

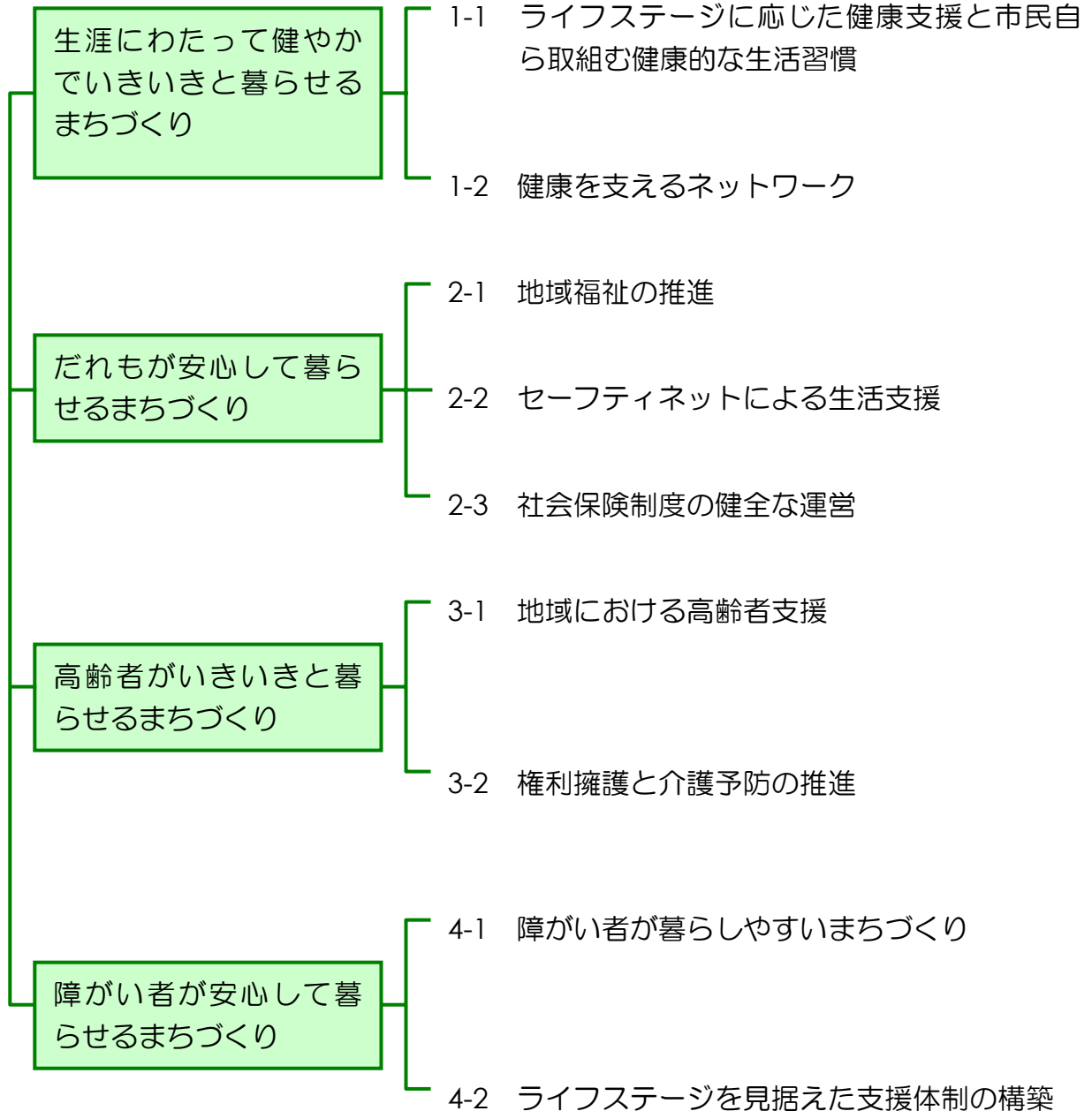
◆多摩市教育振興プラン ◆生涯学習推進計画

- ※1 大学連携により学校支援として活動：コーディネーターにより紹介した数及び制度として連携して活動している数の合計
- ※2 地域教育力支援コーディネーター：市内公立小中学校の課題や要望に対して、地域の人材や NPO、大学、企業等との連携を図りながら支援策の手法を検討し、学校内への支援強化を行うために、現在教育委員会に配置している嘱託職員

第 2 章

みんなが明るく、安心して、

いきいきと暮らしているまち



政策1 生涯にわたって健やかでいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

健康に関する多種多様な情報が溢れ、自分自身や子ども・家族への健康に対する関心が高まっています。自分の健康は自分で守るということから、自ら取り組む運動や食事のバランスチェックなど、セルフケアの中で健康的な生活が習慣化できるよう支援が求められています。このため、こころと体の健康づくりに役立つ正確な健康・保健・医療に関する情報を予防接種時や検診等の受診機会を捉えてPRしていくとともに、広報やホームページに健康情報を分かりやすくタイムリーに掲載するなど、さらに進めていく必要があります。

また、健康な家庭づくり（ファミリーヘルス）という観点からは、妊娠・出産期といった早い時期から関係機関等と連携した取り組みが求められています。

健康な体を維持していくために様々な予防対策がおこなわれていますが、感染や疾病を防ぐためには予防接種やがん検診等の予防医療が必要で、その要望も年々増えており、それに対する有効性や必要性を的確に伝えて効果的に実施していくことが重要です。

新たな感染症や結核が発生・流行した場合、迅速・的確な対策が求められている中、保健・医療体制だけではなく、自治体を含めた地域の体制づくりが必要です。

健康で安心して生活を送ることができるよう、適切な医療を受けられる診療所や病院の医療体制の充実が求められています。このことから、普段からのかかりつけ医・歯科医を持つことを推進するとともに、必要な時に身近に適切な医療を受けられる医療体制の推進や、不測の傷病に対して、いつでも適切な医療を受けられる救急医療体制の充実を図る必要があります。

今後4年間の重点的な取り組み

① 予防接種事業の推進

- ・感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、定期予防接種の中では、近年流行した麻疹ワクチン接種率の向上と、再開された日本脳炎ワクチン接種の向上に取組みます。
- ・任意予防接種では、ヒブワクチン・肺炎球菌等の公費負担のあり方を検討するとともに、今後の定期接種化に向けて取組みます。

② 自らの健康づくりの推進

- ・市民の力を活用した自らの健康づくりの推進に取組みます。
- ・身近な地域の中でスポーツに親しめるように地域スポーツクラブの設立支援に取組みます。
- ・公共施設内での全面禁煙の実施を進めるとともに、喫煙マナーの向上、肺がんの危険性の周知に努めます。

③ ライフステージに応じた健康診査の充実

- ・ライフステージに応じた健康支援のため、乳幼児期における個々の発育や発達に即した相談や、体調の安定しにくい妊娠期の支援を行うとともに、成人に対しては生活習慣病予防や死亡原因第1位のがんの早期発見、早期治療に繋げる取組みをします。

施策 1-1 ライフステージに応じた健康支援と市民自ら取組む健康的な生活習慣

1 施策の目指す姿

豊かにいきいきとした毎日を送るため、ライフステージにあった健康診査や各種検診などを受けるとともに、食事や運動など市民自ら健康づくりに取り組んでいます。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①健康のために実践していることがある市民の割合	61.3%	65%	70%
②健康づくり推進活動参加人数	5,008 人	5,500 人	6,000 人
③乳児（3～4 か月児）健康診査受診率	97.0%	97.7%	98%

【出典： ①市政世論調査、②・③健康推進課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① ライフステージに応じた食育の推進
 - ・生涯、健康で元気におくるために、乳幼児、子ども、青年・成人、高齢者に食を通じた栄養バランスからの健康づくりを推進していきます。
- ② 生活習慣病^{※1}の予防とライフステージに応じた検診
 - ・市民の生活習慣を健康的なものに改善するよう、医療機関等と連携し、情報提供、相談、健康診査などに取組みます。
 - ・死亡原因第1位のがんと結核の早期発見・治療に導く検診などに取組みます。
- ③ 健康で安心な家庭づくりへの支援
 - ・「家庭」が健やかで安定するために、早い時期から個々にあった支援を行い関係機関や地域とのネットワークを進めます。
- ④ 健康づくり地域活動と文化・スポーツ活動の推進
 - ・健康づくり(けんこうづくり)推進員^{※2}を中心に生涯にわたって健康の維持・増進を図っていくための自主的な取組みを支援していきます。
 - ・生きがいつくりのために、一人ひとりの生活に合った趣味活動や運動ができる場を設定していきます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・市民は自分の健康は自分で守るということを意識し、生活習慣を見直して健診を定期的に受診します。
- ・市民は健康的な生活を送るため、ウォーキングなどを自主的に取組みます。
- ・市民は健やかで安定した家庭を築いていきます。
- ・医療機関は適切な医療情報を提供するとともに、安心して適切な医療が受けられるよう努めます。
- ・事業者は自主的な健康づくりの応援に取組みます。

□行政

- ・生活習慣病予防、健康診査、食育等を通じて健康づくりの推進に取組みます。
- ・自主的な健康づくりの支援に取組みます。

5 関連する主な計画

◆保健・医療計画 ◆子育て・子育て・こどもプラン

※1 **生活習慣病**：食生活、運動、休養、たばこ、アルコール等の生活習慣が、病気の発症や進行に大きな影響を及ぼす疾患

※2 **健康づくり推進員**：市内7地区で健康づくり推進員がそれぞれ活動している

施策 1-2 健康を支えるネットワーク

1 施策の目指す姿

安心して生活を送ることができるよう、必要な時に必要な情報を得て、適切な予防、適切な医療が受けられる体制が整えられています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①かかりつけ医・歯科医を持つ市民の割合	医科 55.4% 歯科 63.2%	医科 60.0% 歯科 65.0%	医科 65.0% 歯科 70.0%
②生活環境の評価で、医療施設について「良い」、「どちらかといえば良い」と評価する市民の割合	66.9%	70.0%	75.0%

【出典： ①・②市政世論調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① かかりつけ医・歯科医の充実
 - ・ライフステージに応じた積極的な健康づくりのために、気軽に相談ができるよう自分の身近にかかりつけ医・歯科医を持てるよう関係機関と連携し医療機関の情報を提供します。
- ② 医療体制の体系的な整備
 - ・地域医療の充実に向けて、学校跡地への基幹病院の誘致など、必要な時に身近な地域で適切な医療を受けられるよう、関係機関と連携を図りながら、診療所・病院等の医療体制の推進を進めます。
 - ・安心した在宅での生活がおくれるよう、訪問診療の充実を図るとともに、在宅医療のネットワーク環境整備に努めます。
- ③ 救急医療体制の充実
 - ・不測の傷病に対して、いつでも症状に応じた適切な医療が受けられるよう、救急体制の充実に努めます。
- ④ 予防接種の推進
 - ・感染のおそれのある疾病の発生・蔓延を予防するため、医療機関の協力のもと定期予防接種※1を円滑に提供できる体制を確保します。
 - また、有効性が推奨されている任意予防接種※2については、公費負担と自己負担のあり方を検討していきます。
- ⑤ 新型インフルエンザ等感染症対策体制の整備
 - ・新たな感染症の発生に備えて、保健所・医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、迅速に的確な対策を実施できるよう、地域の防疫体制を整えていきます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・市民は気軽に相談できる、かかりつけ医・歯科医を持ち、積極的に健診を受けます。（ワ）
- ・市民は感染・疾病予防のために定められた時期に予防接種を受けます。
- ・医療機関は市民に分かりやすい医療情報を提供するとともに、地域の診療所・歯科診療所と病院との円滑な連携ができるよう取組んでいきます。

□行政

- ・関係機関の協力を得ながらホームページ等を活用して医療情報の提供に努めます。（ワ）
- ・必要な医療を円滑に受けられるよう関係機関と連携を図っていきます。

5 関連する主な計画

◆保健・医療計画

- ※1 定期予防接種：予防接種法に基づく結核・ポリオ・麻疹・風疹・日本脳炎・ジフテリア・百日咳・破傷風等
※2 任意予防接種：本人若しくは保護者の同意（同伴）に基づく季節性インフルエンザ・ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン・おたふくかぜ・水疱・B型肝炎等

政策2 だれもが安心して暮らせる支え合うまちづくり

【現状と課題】

既存の公的制度では対応しきれない福祉ニーズに対しては、各種公的制度の見直しと併せ、地域での支えあいが欠かせません。しかし、自治会等の組織が無い地域や、民生委員の担い手不足などの課題があります。一人ひとりが地域福祉への関心を高めるとともに、地域における福祉のネットワーク作りが重要です。

経済的困窮者については、近年、「精神的疾患」、「景気悪化による失業」、「無年金高齢者の増加」、「離婚の増加」などの要因で増加しています。生活保護制度による支援では限界があるため、社会保障全般の問題として都や国に改善策を求めるとともに、市として、経済的・社会的自立に向けた支援をしていく必要があります。

犯罪被害者等の多くは、早期に住み慣れた地域で安定した生活を送るための十分な支援を受けにくい状況にあります。犯罪被害者等への支援は社会全体の責任であるという認識が高まってきましたが、まだ十分理解されておらず、支援内容の充実とともに市民理解の増進が課題です。

国民健康保険と介護保険は、高齢化や医療技術の進歩により、保険給付が増加する一方、個人所得が伸び悩む中、負担率は高まっています。一人ひとりが、社会保険を社会全体の貴重な資源であることを意識し、健康維持や介護予防に努めることが、これまで以上に強く求められます。

本市では、安全で快適な地域生活環境を創るため、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進してきました。しかし、多摩市の地形やニュータウン開発の特性などから、自宅や施設から交通機関等へのアクセス確保や交通体系、福祉的移動支援のあり方が課題となっています。今後は、これらを複合的に捉え、総合的なユニバーサルデザインのまちづくりの推進が求められています。

全国で毎年約 3 万人が自ら命を絶っており「生きる支援」としての就労支援や心の支えの窓口など、実効性のある自殺対策を講じていく必要があります。

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 地域福祉の推進
 - ・地域での市民による支え合いの仕組みを推進するため社会福祉協議会の地域懇談会や福祉推進委員会の開催、ボランティアセンターの機能充実に向けた支援を行っていきます。
- ② 生活保護世帯の自立支援
 - ・ケースワーカー1人当たりの担当世帯数は 80 世帯を目安とし、態勢の充実を図るとともに、関係機関との連携により、社会的・経済的自立に向けた支援に努めます。
- ③ 犯罪被害者等の支援
 - ・犯罪被害者等支援相談窓口の周知と支援内容の充実、市民の理解の増進に努めます。
- ④ ユニバーサルデザインのまちづくりと総合的移動・移送支援の検討
 - ・全庁的検討組織を設置し、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を含め、体系的な支援の仕組みを検討していきます。

施策 2 - 1 地域福祉の推進

1 施策の目指す姿

地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域課題を市民自らが発見し、課題の解決に向けて、お互いに力を出し合い、支えあっています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地域福祉の推進についての市政に「満足」「やや満足」している市民の割合	13.4% (21 年度)	未定	未定
②高齢者、障がい者の介助ボランティア活動に参加している、あるいは参加したことがある市民の割合	2.8% (21 年度)	未定	未定

【出典： ①・②市政世論調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 社会福祉協議会との連携と支援
 - ・社会福祉協議会への連携・支援により、地域での市民による支えあいの仕組みである地域懇談会や福祉推進委員会への取組みを推進します。
- ② 市民による地域福祉活動への支援と参加の促進
 - ・地域福祉の担い手となる市民の発掘・育成・支援を行い、地域での実践につなげる機能を充実させるため、市民活動情報センターと多摩ボランティアセンターの効果的、効率的な役割分担を推進します
- ③ 民生委員活動の充実
 - ・地域での地域福祉の一つの核となるよう、民生委員の欠員地域解消を目指し、同時に人材発掘の方法について検討を進めます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・地域に「共助の心」を育み広げます。
- ・地域の話し合いの中で、自ら福祉的課題を見つけ、その解決に向けた取り組みを検討し、高齢者や児童の見守り、家事・子育て支援などの具体的な行動を実践します。
- ・事業者は地域福祉に関する地域の取組みに積極的に参加・協力します。

□行政

- ・地域福祉の啓発を行うとともに、地域福祉活動の継続的な実施に向けた施策の実施と支援に取り組みます

5 関連する主な計画

◆地域福祉計画、（社協：地域福祉活動計画）

施策 2-2 セーフティネットによる生活支援

1 施策の目指す姿

失業、犯罪、困窮など不慮の境遇に遭遇したときも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、経済的・精神的両面で適切にサポートされています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①自立によって生活保護を廃止した世帯数	現状値	—	—
②犯罪被害者等支援啓発事業参加者数	900 人	1,000 人	1,100 人

【出典： ①生活福祉課、②市民生活課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 生活保護等の適正実施
 - ・関係機関との連携の下、生活保護適正実施に努めるとともに、社会的・経済的自立に向けた支援を行います。
- ② 関係機関と連携した相談体制の充実
 - ・市民の状況に応じて、適切なセーフティネット等の支援策につながるよう、庁内及びハローワーク等関係機関との連携を推進し、経済面・精神面など多面的な相談体制の充実に努めます。
- ③ 犯罪被害者等支援の推進
 - ・犯罪被害者等が安心した生活を取り戻すために、各関係機関と有機的な連携のもとに支援を実施し、市民の理解を深めるために講演会、パネル展等の啓発活動を展開していきます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・セーフティネットの施策・制度について理解を深めます
- ・福祉事業者などにおいて、経済困窮等の相談があった場合、速やかにセーフティネットの諸施策につながるよう努めます
- ・犯罪被害者等の現状や支援の必要性などの理解を深めます。
- ・犯罪被害者等の現状を理解し、安心して働き続けやすい環境整備に努めます。

□行政

- ・各種セーフティネット施策の運用を図りながら、社会的・経済的自立ができるよう支援していきます
- ・状況に応じた行政サービス情報の提供に努めます
- ・犯罪被害者の方が地域で安心して暮らせるよう、啓発活動、また相談、付添などの支援を実施します。

5 関連する主な計画

特になし

施策 2-3 社会保険制度の健全な運営

1 施策の目指す姿

相互扶助である社会保険制度を持続し住みなれた地域で安心して暮らすことができるため、給付と負担のバランスに配慮された健全な国民健康保険制度と介護保険制度の運営に取り組み、引き続き必要な医療や介護を受けられています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①国民健康保険法定外繰入金比率 ^{※1}	8.3%		
②介護保険居宅系サービスの利用率 ^{※2}	78.0%	80.0%以上	85.0%以上

【出典： ①保険課、②介護保険担当】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 医療保険制度の適正な運営
 - ・被保険者の健康保持に資するため、健康診査等を実施するとともに、健康や医療に関する情報を提供します。
 - ・保険給付の需要予測に基づく保険税の算定と負担の適正化により、国民健康保険財政の安定を図ります。
- ② 介護保険制度の適正な運営
 - ・利用者に最適な在宅介護サービスを確保するため、被保険者（市民）、事業者、保険者（行政）が一体となって、自立支援のケアマネジメントが実施されるように努めます。
 - ・信頼される介護保険制度運営のため、給付と負担を含めた制度に対する周知を図るとともに多摩市介護保険運営協議会などを通じた市民参加の機会を増やしていきます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・健康に関する正しい知識を身に付けます。
- ・健康な生活を続けるための生活習慣を実践します。
- ・病気の治療や介護サービスを受けるためには、一定の費用負担がかかることを理解します。
- ・介護サービスを受けていても「自分でできることは自分でやってみる。」など自立に向けた生活に取り組みます。また事業者は、こうした取り組みを積極的に支援していきます。
- ・介護保険制度説明会などの機会に積極的に参加をします。

□行政

- ・健康の保持増進、病気や介護予防に役立つ情報を提供します。
- ・保険事業会計が赤字にならないように努めます。
- ・自立に向けた最適な介護サービスが提供されるように利用者と事業者を支援していきます。
- ・介護保険制度説明会などの開催機会を増やし、より市民に情報提供を行うとともに制度の周知に努めます。

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

- ※1 **国民健康保険法定外繰入金比率**：保険税収入の不足分を補うために一般会計から繰り入れている赤字補填の金額が、保険給付及び保健事業に要する経費に対して占める割合。保険事業は独立採算であるため、本来は0円であるべき。
- ※2 **介護保険居宅系サービスの利用率**：居宅系サービス利用者実数/(要介護認定者－施設系サービス入所者実数)
(各数値は年度末におけるもの)

政策3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市は、毎年高齢化率が1%ずつ上昇する状況で、平成23年1月1日現在の高齢化率は20.95%と超高齢化社会は目前に迫っています。今後平成27年には国の高齢化率の平均値と同率になり、その後国を上回って上昇し、平成31年には30%を超えるものと予想されています。今後進行する高齢化に対応するため、市だけではなく、地域の自治会などの市民や商店などが連携して地域で高齢者を支えるさまざまな取組みを行う必要があります、市は社会福祉協議会との連携を強化して支援することが求められています。

さらに、地域で高齢者を支えるネットワークづくりを早急に構築し、地域の自治会・管理組合・老人クラブや地域の商店街の方々などの参加を促し、地域の力を結集した重層的な支援組織の構築と支援活動を推進することが必要です。

また、地域で暮らす高齢者支援を推進するために、地域ケアの中心的役割を担う、地域包括支援センターの組織・機能の充実を図る必要があります。

特別養護老人ホームなどの介護サービス基盤の整備については、整備を拡大することで、介護保険料の引上げに繋がる相関関係にある制度であるため、3年ごとに改定する介護保険事業計画の中で、保険料のバランスを精査しながら、整備を促進していきます。

地域で高齢者が自ら活動するため、老人クラブ活動の支援や老人福祉センターの事業を充実し、生きがい作りを支援していくほか、シルバー人材センターの支援を通して高齢者の地域貢献や生きがい作りを推進することが重要です。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 地域包括支援センター運営事業の充実
 - ・地域包括支援センターの組織及び機能を充実し、総合的なケアマネジメントシステムを推進します。
- ② 在宅高齢者の見守りの推進
 - ・一人暮らし高齢者など地域で暮らす高齢者の見守り施策、支援施策を充実します。
- ③ 介護サービス基盤の整備促進
 - ・特別養護老人ホームや認知症グループホームなどの介護サービス基盤の施設整備を推進します。
- ④ 高齢者の生きがい対策の推進
 - ・高齢者の生きがいの場づくりとその支援策として、老人クラブへの支援、老人福祉センター事業の充実、シルバー人材センターへの支援などを通して生きがい対策を推進します。
- ⑤ 高齢者、障がい者の権利擁護及び成年後見制度の推進
 - ・判断能力の低下した高齢者、障がい者の金銭管理等の日常生活を支援する制度及び、成年後見制度利用の促進を図り、高齢者支援を推進します。

施策 3-1 地域における高齢者支援

1 施策の目指す姿

超高齢社会においても、自助・共助の理念により地域で高齢者が生き生きと暮らしていくため、さまざまな担い手の力が結集して支援をしています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地域包括支援センター相談件数	20,000 件	28,000 件	38,000 件
②老人福祉センター事業参加者数	12,000 人	15,000 人	18,000 人

【出典： 高齢支援課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 地域包括支援センター機能の強化・充実
 - ・担当地区内の高齢者数の増加に合わせた組織の強化と、相談支援体制の充実を図り、地域のさまざまな団体等と連携して地域で高齢者を支える活動を拡大していきます。
- ② 高齢者の日常生活を支えるサービスの充実
 - ・食事サービスによる見守り支援や緊急通報システムの活用など各種の一般福祉サービスを充実させ、地域で暮らす高齢者生活を支援します。
- ③ 地域での高齢者の見守り・支援のための拠点や組織づくり
 - ・老人クラブや自治会・管理組合などの市民組織が「高齢者の見守り組織」を構成し、生活支援・災害時支援・見守り活動など地域でサロンやラウンジ活動を展開して一人暮らし高齢者などへのさまざまな支援策を展開します。
- ④ 介護サービス基盤施設の整備促進。
 - ・3年ごとに改定する高齢者保健福祉計画において、介護保険料等のバランスを考慮して特別養護老人ホームなどの計画的に施設の整備を促進します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

- 市民
 - ・地域の自治会や管理組合が中心となって、高齢者の見守り拠点の確保や見守り組織を作る活動を行います。地域の市民が協力をしてそれらの活動を支えます。
- 行政
 - ・市民が設置した見守り組織に対して、活動費の助成や活動物品の貸与・支援を行うほか、地域包括支援センターを活用してさまざまな相談・支援活動を展開します。

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

施策3-2 権利擁護と介護予防の推進

1 施策の目指す姿

認知症になっても自分らしく豊かに暮らせるために、様々な権利が擁護されるとともに介護予防に取り組むことにより、高齢者が安心して地域で暮らし続けています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
①認知症サポーター受講者数	4,200人	7,000人	12,000人
②介護予防事業参加者数	3,000人	4,000人	5,500人

【出典： 】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 成年後見センターの機能強化・充実
 - ・判断能力等の無い高齢者や障がい者が安心して暮らし続けるために法人後見を担う組織を充実させ、必要な方が何時でも利用できるよう制度の充実を図ります。
- ② 権利擁護センターの機能強化・充実
 - ・判断力が低下した高齢者が安心して暮らし続けるために地域権利事業の充実を図り、必要な方々が何時でも利用できるよう制度の充実を図ります。
- ③ 認知症予防・啓発の充実
 - ・認知症サポーター養成講座を地域で開催し、市民の方々に受講していただき、多くの市民がサポーター（支援者）になり、認知症を理解し、認知症高齢者を地域で支えていく活動を推進していきます。
- ④ 介護予防の充実
 - ・高齢者の方々が要介護状態に進行しないよう、二次予防高齢者の把握に努め、さまざまな介護予防の事業を展開します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・市民は、認知症サポーター養成の講座を受講します。
- ・市民や地域の商店街では、認知症で徘徊される高齢者を日ごろから見守り、地域で暮らし続けられるようみんなで支援します。
- ・事業者においても社員に認知症サポーター養成の受講を推進し、理解促進を図るほか、地域の商店街では、認知症で徘徊している方を見守る役目を担っていただくほか、必要に応じて店で保護するなどの支援を行います。

□行政

- ・認知症を広く周知し、啓発活動・予防施策の展開を図り、認知症の方や家族が地域で暮していける社会環境の推進に努めます。
- ・介護予防の啓発や各種の事業・教室を開催し、介護予防を推進します。

5 関連する主な計画

◆多摩市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）

政策4 障がい者が安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

本市では「障がい者基本計画【第2次多摩市健康福祉推進プラン〈改訂版〉】」に基づいて、総合的な取り組みを行ってきました。また、「多摩市障害福祉計画」を、障がい者基本計画のアクションプランとして位置づけ、障害者自立支援法に基づくサービス提供などの支援を進めています。現在、国における法律の抜本的な見直しが進められており、その動向を注視していく必要があります。

平成21年度には、多摩市発達支援室を設置し、障がいの早期発見・早期支援の体制の整備を推進しました。しかし、障がい児の放課後活動の場などは十分整備されている状況にはありません。関係機関とも協力し、障がい児の放課後活動の場などを拡大する必要があります。

また、障がい者の就労に関しては、の場の拡大が求められている中、仕事のイメージや就労に向けた課題を見極め、就労のステップとすることを目的に、障がい者の市役所庁内での実習を進めています。さらに、障がい者の就労の機会の拡大を図るため、就労面と生活面の支援を一体的に行う「就労支援事業」も継続して行っています。しかし、障がい者の就労環境は大変厳しい状況にあります。行政の各機関・企業など各方面の連携を深め、就労環境全体の向上を図る必要があります。

障がい者に対するサービス体制は充実されてきましたが、福祉事業者に対する報酬は十分とは言えず、ヘルパーや施設職員などのサービスの担い手がなかなか拡大しない現状があります。資格の取得やスキルの向上には、時間・経費がかかることや、社会的な地位とそれに見合った報酬の確立といった、社会全体で捉えなければならない課題となっています。

発達障害・高次脳機能障害・難病など、障がい者支援の制度の谷間に対する支援体制の整備が求められています。国における法・制度改革に合わせて体制を整備する必要があります。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 障がい児の活動の場の拡大
 - ・障がい児の放課後活動の場の拡大を関係機関と協力し、進めます。
- ② 作業所等への仕事の創出と受注体制の支援
 - ・市役所の仕事や企業からの仕事を障がい者の作業所等でも受注できるよう、仕組みや主体的な受注体制の支援を進めます。
- ③ 障がい者支援の担い手の確保
 - ・ヘルパーや施設職員への支援と合わせ、障がい者の身近にいる方や地域での支援ができるようなしくみの構築を検討していきます。
- ④ 制度の谷間となっている障害への支援
 - ・発達障害・高次脳機能障害・難病など、障がい者支援の制度の谷間に対する相談体制・サービス体制について、国の制度改革の方針を見据えて対応・整備を進めていきます。

施策 4-1 障がい者が暮らしやすいまちづくり

1 施策の目指す姿

障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりのために、障がい者への正しい理解促進と住民相互の支援体制の充実をめざします。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①障がい者が「現在の住まいに住み続ける」と回答している割合 (21 年度調査)	61.2%		82.4%
②市民が「高齢者、障がい者等が安全に、安心して暮らすことができるまちだと思う、どちらかといえばそう思う、普通」と回答している割合 (22 年度世論調査)	69.7%		

【出典： ①多摩市障がい者生活実態調査、②多摩市政世論調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 障害への理解促進
 - ・ 障がい者の社会参加や地域での交流等を通して、障害への理解促進を図ります。
- ② 地域における相互支援体制の構築
 - ・ 行政だけでなく市民・事業者など多様な主体が協働・連携し、災害時の支援なども含め障がい者を互いに支えあう仕組みを構築します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・ 市民や事業者は、障害があっても差別されない社会をつくるため、障害に対する正しい理解に努めます。
- ・ 市民や事業者は、行政と連携し、障がい者を互いに支えあう仕組みの構築への主体的な参加に努めます。

□行政

- ・ 障害への理解促進を図るため、障がい者の社会参加や地域交流の出来る場の提供を進めていきます。
- ・ 共生社会を実現させるため、市民への障がい者の理解・啓発を進めます。

5 関連する主な計画

◆多摩市障害者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画

施策 4-2 ライフステージを見据えた支援体制の構築

1 施策の目指す姿

障がい者(児)が安心して自立した生活を送るために、関係機関との連携と社会資源の効率的、効果的な活用を図りながら、生涯を通じ一貫した支援とそれぞれの時期に対応する支援が円滑に行われています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①障害者自立支援法における介護給付及び訓練等給付決定者数	576 人 (H21.3 月末)		
②指定相談支援事業者（委託含む）及び発達支援室における延べ相談者数			
③障がい者就労支援事業における就労・生活支援延べ相談者数	延べ 2,835 件 (H21 年度)		

【出典： ①～③多摩市障がい者生活実態調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 医療・教育・雇用関係機関との連携強化
 - ・行政と医療・教育・雇用関係機関が必要な情報を共有し、連携を強化することで、ライフステージごとに必要な支援が、円滑に行える体制の充実を図ります。
- ② 支援人材の育成
 - ・行政と医療・教育・雇用関係機関・事業者が協力し、ライフステージごとで必要とされる支援が行えるよう人材の育成を進めます。
- ③ 小規模作業所等の法内化の促進
 - ・小規模作業所等の障害者自立支援法のサービス体系に基づくサービス提供事業者へ移行を支援し、障がい者の安定した日中活動の場の拡大を進めます。
- ④ 発達障害・高次脳機能障がい者など、新たな障がいへの支援の充実
 - ・国の制度改革の方針を見据えながら、今まで制度のはざまにあった発達障害・高次脳機能障がい者への支援の充実を図ります。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・関係機関や事業者は、行政と必要な情報を共有し、連携の強化に努めます。
- ・関係機関や事業者は、行政と協力し、ライフステージごとに必要な支援が行える人材の育成へ取り組みます。
- ・関係機関や事業者は、法内化（障害者自立支援法）へ主体的に取り組みます。
- ・関係機関や事業者は、今まで制度のはざまにあった障害への支援を進めるため、相談や支援の現場体制の整備を進めます。

□行政

- ・医療・教育・雇用関係機関と必要な情報を共有し、連携の強化を進めます。
- ・医療・教育・雇用関係機関・事業者と協力し、ライフステージごとに必要な支援が行える人材の育成を進めます。
- ・小規模作業所等へ必要な情報提供をしながら、障害者自立支援法への法内化を支援していきます。
- ・国の制度改革の方針を見据え、今まで制度のはざまにあった障害への相談や支援体制の整備を進めます。

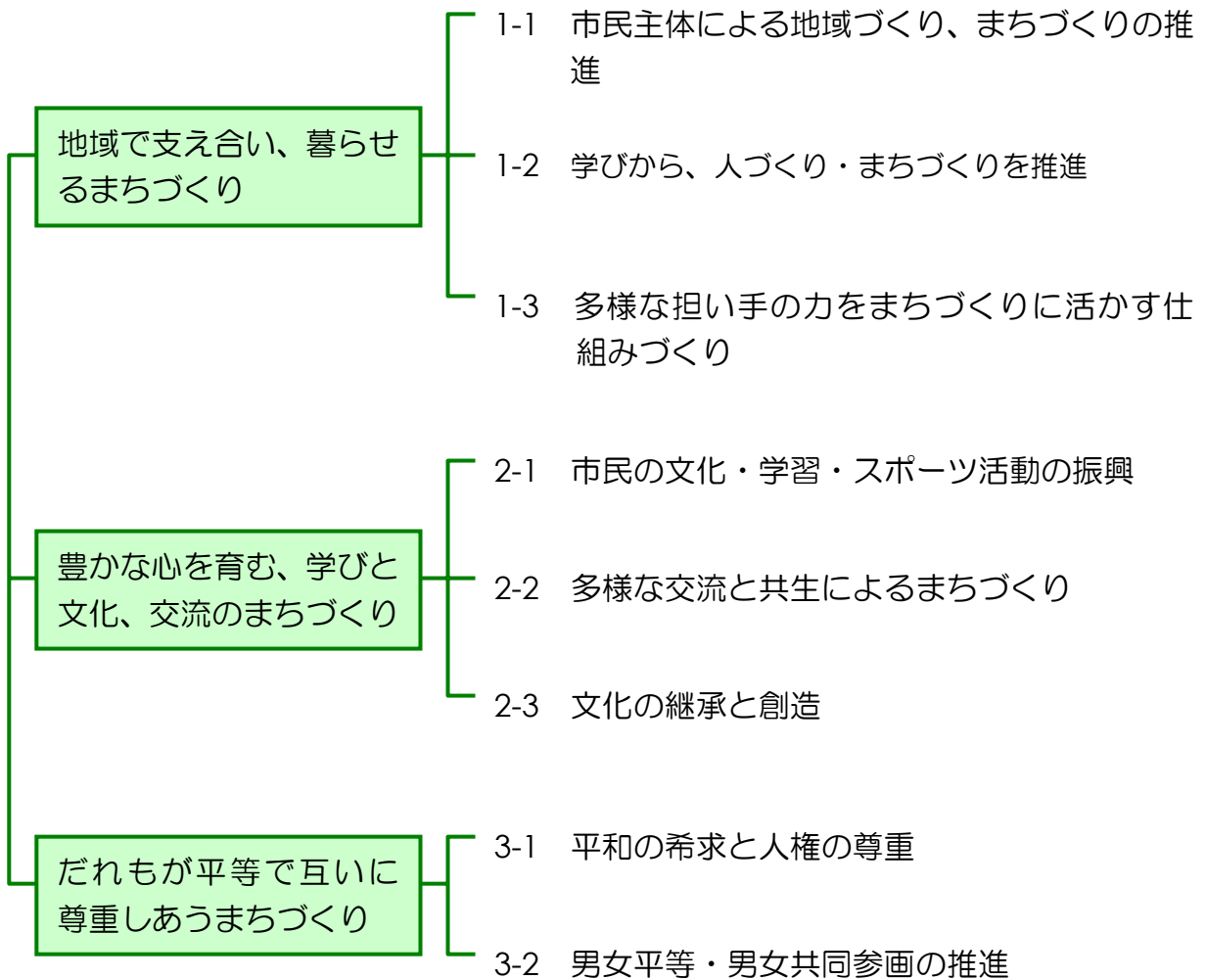
5 関連する主な計画

◆多摩市障害者基本計画 ◆多摩市障害福祉計画

第 3 章

みんなで楽しみながら

地域づくりを進めるまち



政策1 地域で支え合い、暮らせるまちづくり

【現状と課題】

地域の中での人間関係の結びつきが希薄になってきている傾向の中で、地域に住み活動するだけもが思いやりと支え合いの心を持ち、生きがいのある生活をおくるために、地域コミュニティの拡充や地域での支え合いが求められています。また、より豊かに安全で暮らしやすい地域をつくっていくためには、市民が主体となった地域づくりを進めるとともに、社会教育の充実を図り、地域を支える人材づくりや様々な担い手が連携・協働していく仕組みづくりが必要です。

自治会や住宅管理組合等では、防犯や清掃活動など主体的な取り組みを行っていますが、役員の高齢化やなり手不足などの問題があります。コミュニティ形成の拠点であるコミュニティセンターは、地域住民による運営協議会によって運営されていますが、今後も住民参加の拡充を図りながら、地域づくりの拠点としての機能をさらに強化していくことが求められています。また、市民団体による様々な活動が行われています。

市では、市民が主体となった様々な事業を応援する補助金や公民館市民企画講座のほか、地域で活動を行うきっかけづくりの拠点として市民活動情報センターを開設し、市民活動・地域活動に関する様々な情報発信や相談などを行っています。また、市民活動情報センターは、多摩 NPO センターや多摩ボランティアセンター、公民館、図書館と協働、連携して市民活動やボランティア活動を促進しています。今後、これらセンターの適切な役割分担と機能発揮に配慮しつつ、市民、団体、行政の協働によるネットワークの拡大によって地域課題の解決力の向上を図っていくことが必要です。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 新たな仕組みによる地域主権のまちづくり推進
 - ・多くの市民が地域課題を自らの問題として共有し、互いに支えあいながら課題解決に取り組むまちづくりを推進するために、地域自治のあり方について研究し、(仮称)地域委員会等、新たなまちづくり組織のモデル試行を図ります。
- ② 市民との協働によるまちづくりの拡充
 - ・様々な地域課題に対し、市民とともに課題解決に取り組んでいくために、市民団体等との協働事業の改善や拡充を図るなど、市民との協働によるまちづくりを推進します。
- ③ コミュニティ施設のあり方の検討
 - ・地域づくり・まちづくりの拠点としてのコミュニティセンター等の整備及び地区市民ホール及び老人福祉館のあり方の検討を行ないます。

施策 1-1 市民主体による地域づくり、まちづくりの推進

1 施策の目指す姿

支え合いを通じた安心して暮らせる地域社会を形成するため、市民が自らの住む地域を自らの力で住み良くする取り組みを行っています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市民活動情報センターの来館者数	27,456 人 (21 年度実績)	36,000 人	40,000 人
②地域の自治会・管理組合やコミュニティセンターの活動に参加している市民の割合	47.2	60.0	70.0
③コミュニティセンターで行っている事業数	179	225	250

【出典： ①市民活動情報センター ② ③市民活動支援課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 市民の主体的活動への支援
 - ・自治会・管理組合やコミュニティセンター・公民館での活動、NPO や市民団体等、市民の主体的な活動を支援します。
- ② 大学や企業等と連携したまちづくりの推進
 - ・地域の一員である大学や企業等と連携したまちづくりを推進し、大学や企業等の知識や人的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ③ 活動に参加できる機会と場の拡充
 - ・コミュニティセンターや公民館等、様々な施設で行われる地域の事業や活動の情報を発信し、市民一人ひとりが、自主的にまちづくり活動に参加できるような機会や場の充実を図ります。
- ④ コミュニティ施設のあり方の検討と整備
 - ・地域づくりやまちづくりの拠点である、コミュニティセンター等の施設や事業の充実を図ります。
 - ・集会所の地元移管に向けた具体的な検討を進めます。
 - ・地域づくり・まちづくり活動を推進するために、地域の拠点であるコミュニティセンター等の施設や事業の充実、機能の整理・統合などについてあるべき姿を検討し、適切な環境整備を行います。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・地域づくり、まちづくりに積極的に取り組みます。
- ・講座等で習得した知識・技能を地域の中で活用します。
- ・年代を問わず参加できるイベントを自ら企画し、参加します。（ワ）
- ・事業者も地域の一員として、まちづくり活動に積極的に関わります。
- ・事業者は従業員が地域活動に参加しやすい環境整備に努めます。
- ・事業者や大学等は、それぞれが持つ様々な資源を協働を通じたまちづくりに活かしていきます。

□行政

- ・情報提供や活動の支援など、地域の活動団体を支援します。
- ・多様な活動に利用しやすい施設の提供に努めます。

5 関連する主な計画

◆生涯学習推進計画

施策 1-2 学びから、人づくり・まちづくりを推進

1 施策の目指す姿

学んだことを活かした地域づくり、まちづくりを進めるため、地域活動に気軽に参加できる環境が整い、市民相互の学び合いを通じた活動が活性化しています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市や市民団体等が開催する地域課題をテーマとした講座数	28 講座	36 講座	48 講座
②地域活動にかかわる登録団体・人数	40 団体・2,500 人	50 団体・3,000 人	60 団体・3,500 人
③地域活動につながる人材養成に向けた講座事業数、受講者数	3 事業・110 人	3 事業・150 人	3 事業・250 人

【出典： ①文化スポーツ課 ②文化スポーツ課ほか関係各課 ③市民活動支援課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 地域の課題を学び合う学習機会の充実
 - ・行政課題・地域課題の情報共有を推進し、地域住民が自ら解決していく学びの場を提供します。
 - ・市内大学や NPO、市民団体との協働を進め、学級・講座等社会教育事業（公民館事業）を充実します。
- ② 学んだことを地域に活かせる学びの機会の提供
 - ・自ら学んだことを地域に活かすことができ、地域コミュニティが活性化するように、学んだ市民と地域とを結びつける機能機会の提供を整備拡大させます。
 - ・グループでの学習を通じて地域の課題を探り、解決につなげる公民館等講座事業を充実します。
- ③ 地域活動につながる人材養成
 - ・地域活動につながる人材養成のための講座等を充実します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・自治会や管理組合へ積極的に参加します。（ワ）
- ・地域イベントなどへ積極的に参加します。
- ・市民一人ひとりが、まちづくりに対する関心を高め、できることからまちづくりに参加します。
- ・率先して地域活動のコーディネートなどの役割を担い地域活動の充実を図ります。
- ・事業者は市民や行政との情報共有に努め、保有する技能や知識を活かして積極的に人材育成やまちづくりに協力します。
- ・事業者は企業 PR と同時に、地域イベント等へ支援・協力をします。

□行政

- ・市民一人ひとりが、できることからまちづくりに参加できる仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域での活動を意識した講座事業を実施します。
- ・自ら情報、資料を求める市民が、それを得られるよう支援します。

5 関連する主な計画

◆生涯学習推進計画

施策 1-3 多様な担い手の力をまちづくりに活かす仕組みづくり

1 施策の目指す姿

それぞれの地域やその時に応じた課題を解決していくために、市民と行政、また、市民同士が目標を共有し、信頼し合い、協働によるまちづくりを進めています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①協働事例集における協働事業（後援を除く）の数	130 (21 年度実績)	200	300
②市民活動情報センターの来館者数	27,456 人 (21 年度実績)	36,000 人	40,000 人
③多摩 NPO センターの登録団体数	132 団体 (21 年度末時点)	250 団体	400 団体

【出典： ①多摩市政世論調査 ②要検討 ③要検討】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 協働による地域づくり・まちづくりの推進
 - ・市民団体、市内大学、企業（事業者）等と市（行政）との協働事業のほか、市民相互の協働の促進に向けた情報提供や支援など、協働による地域づくり・まちづくりを推進・促進します。
- ② 情報共有と相互理解の促進
 - ・市民活動情報センターや公民館、図書館等を通じた市民活動情報や行政情報など、まちづくりに関する情報の共有を進め、市民と行政、市民同士の相互理解を促進します。
- ③ 多様な担い手のネットワークの充実
 - ・市民団体をはじめとする多様な主体が、各々の特徴を活かしながら連携・協力して活動に取り組めるよう、団体相互のネットワークの充実を支援します。
 - ・市民活動情報センター、多摩 NPO センター、多摩ボランティアセンター、公民館など、市民活動を支援する組織や施設のあり方を検討し、効果的・効率的な連携や役割分担を進めます。
 - ・市民自らが地域の課題を共有し、課題に取り組む市民自治によるまちづくりを推進するため、地域の既存団体のネットワークを図りながら、（仮称）地域委員会構想を推進していきます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・地域内や市民間の合意形成と説明責任を図りつつ、行政とも適切に役割分担しながら、まちづくり活動を実践します。
- ・市民は、様々なサークル活動において、地域との交流を図りながら支えあうまちづくりを進めます。（ワ）
- ・事業者は市民や行政との情報共有に努め、積極的にまちづくりに協力します。

□行政

- ・まちづくりの主体が参加しやすい環境整備や、協働による課題解決に向けた仕組みや制度の充実を図ります。
- ・様々な機会を捉えて職員の意識や技能を高め、協働を支える職員能力の向上に努めます。

5 関連する主な計画

- ◆「非営利団体との協働に関する基本指針」平成 11 年 2 月

政策2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり

【現状と課題】

「第二次多摩市生涯学習推進計画では、「市民がいつでも生涯にわたり、自由に学習機会を選び学ぶことができ、その成果が生かされるような豊かな社会を築いていく」ために施策を推進しましたが、市民の市民活動への関心は多様であり、文化・スポーツ活動も含め市民のニーズを自己実現や地域貢献につなげていくための仕組みが必要であるため、引き続き第三次多摩市生涯学習推進計画（平成23年度～）のもと取り組みを進めていきます。

平成22年の市政世論調査によると、市民の学習意欲は高く、今後も生涯学習の機会が求められています。一方、「多摩市は地域や世代を超えて交流できる、元気なまちだと思いますか」の設問については、肯定的評価が19.8%に対して、否定的評価が27.2%と大きく上回っているとともに、活動歴の長い市民の団体のなかには、会員の高齢化や世代交代が進まないといった課題を抱える団体も多く、今後は、世代を超え異世代が参加・活動できる施策の推進が必要です。

公民館などでの活動は活発に行われている一方で、活動する世代に一部偏りがあり、団塊世代から若者世代にかけての利用を刺激するような機会提供と多様なニーズに応える学習環境の整備が必要となっています。

国際交流活動への関心度は約5%程度で安定しています。市内在住の外国人は、徐々に増加してきており、市民主導で地域活動としての取り組みや草の根的な交流等が実施されています。

近隣市との交流は、東京都の補助金を活用しながら、文化・スポーツの分野を主に取り組んできています。市民の活動は行政区域内に限られることなく、今後も様々な分野で交流・連携をすすめていく必要があります。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① スポーツの振興と環境整備
 - ・身近な地域の中でスポーツに親しめるように地域スポーツクラブの設立を支援します。
 - ・市民が身近にスポーツと接するために企業等との連携を推進するとともに、東京国体の開催によるまちづくりと総合体育館等の施設改修を実施します。
- ② 学習環境の整備と地域資源の有効活用
 - ・市民活動を促進するために、時代に合った学習情報環境の整備を行うとともに、多様な価値観の中で、市民が必要な情報を得る支援をするため、今後の図書館サービスのあり方について検討を進めます。また、市民・地域や他の関係機関、近隣自治体、大学等との連携・協力を強化し、地域資源の有効活用を進めます。
- ③ アートを活用した事業の推進
 - ・市民が身近に文化・芸術を感じられるように、市民と協働してアートを活用した文化振興事業に取り組みます。

施策 2-1 市民の文化・学習・スポーツ活動の振興

1 施策の目指す姿

こころ豊かな暮らしを送るために、市民は、整備された環境のもとで、文化・学習・スポーツ活動を気軽に楽しんでいます。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①多摩市を文化・学習活動やスポーツをする環境が「良い」・「どちらかといえば良い」と答える市民の割合	未設定	70%	80%
②趣味のクラブや文化・スポーツサークル等に参加している市民の割合	44.3%	60%	70%
③パルテノン多摩や公民館などの文化・学習施設、総合体育館やテニスコートなどのスポーツ施設を利用したことのある市民の割合	74%	85%	90%
④市民文化祭の参加団体数	32 団体	35 団体	40 団体
⑤週 1 回以上スポーツをした人の割合	35%	40%	50%

【出典： ①市政世論調査※現状値は、世論調査で該当する設問がないため、未設定とした。
②③市政世論調査 ④文化スポーツ課 ⑤市政世論調査】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 多様な学びや文化・スポーツ活動の環境整備
 - ・市民が盛んな文化・スポーツ活動を継続できるよう、関連施設の環境整備、充実に努めます。
 - ・市内の図書館をはじめとし、パルテノン多摩や地域の大学、市民団体等と連携して、市民誰もが学びの情報や資料を取得できる環境を広げます。
- ② 多様な学びや活動のニーズに応える機会提供
 - ・市民が文化・芸術、学習、スポーツ活動に参加しやすくするために、情報提供や講座等を通じて学びの場を提供します。
 - ・身近な地域の中でスポーツに親しめるように地域スポーツクラブの設立を支援します。
 - ・幅広い世代が気軽に参加・活動できるイベントや学級・講座等、社会教育事業を展開します。
- ③ 市民の文化・芸術・スポーツ活動の支援
 - ・広く協働の手法などを活用し、社会教育施設等での市民団体の活動を支援します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・自主的な文化・スポーツ活動をします。
- ・NPOや市民団体が、市民向けの講座を開講します。
- ・事業者は活動の場として大学や企業の施設の一部を開放します。

□行政

- ・身近な地域で文化・スポーツ活動ができるよう、既存の施設を有効活用しながら、活動の場を提供します。
- ・より充実した活動ができるよう、市民団体や各種スポーツ団体、企業、大学とのネットワークを活用し、市民の文化、スポーツ活動を支援します。
- ・地域固有の伝統文化活動の伝承を応援します。

5 関連する主な計画

◆多摩市生涯学習推進計画 ◆子どもの読書活動推進計画

施策 2-2 多様な交流と共生によるまちづくり

1 施策の目指す姿

豊かなところを育み、いきいきとしたコミュニティを醸成していくために、世代や地域、国籍等を超えて、お互いの違いを認め尊重しあいながら、多様な交流・連携が行われています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①日本語教室の開催回数、参加外国人数、参加スタッフ数	開催回数 164 回 参加外国人 1,773 人 参加スタッフ 1,888 人	現状維持	現状維持
②友好都市富士見町ほか、他市との交流・共同事業数、参加者数	6 事業・2,639 人	8 事業・3,000 人	10 事業・3,500 人
③国際交流活動に参加している・参加していた・参加したい市民の割合	6.9%	7.5%	7.5%
④コミセンを中心とした地域内の交流事業の実施数及び参加者	実施数：20 参加者：17,275 人	25 22,000	28 24,000
⑤コミセンを中心とした世代間交流事業の実施数及び参加者	実施数：12 参加者：4,080 人	15 5,000	17 5,500

【出典： ①文化スポーツ課 ②関係各課 ③市政世論調査 ④⑤市民活動支援課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 多文化共生の取組みの推進
 - ・ 在住外国人や来訪者への外国語サインの更新に努めるとともに、生活支援事業に取り組み、様々な交流事業など多文化共生社会の実現を目指す事業を支援します。
- ② 地域間の連携・交流の推進
 - ・ 文化・スポーツの交流事業のほか、図書館の相互利用など近隣市との広域連携や交流をさらに進めるとともに、市民の自発的な交流を支援します。
- ③ 国際交流の推進
 - ・ 多摩市国際交流センターの活動をはじめ、企業や大学等の多様な主体による市民レベルの国際交流を推進します。
- ④ 地域内交流、世代間交流の推進
 - ・ コミュニティセンター等の事業や、自治会・管理組合、地域の団体などの主体的な事業を支援し、世代間のふれあいをさらに推進します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・ 国際理解を深めるとともに、在住外国人の生活を理解し、だれもが住みやすいまちにします。
- ・ 障がい者や外国人の方へイベントの参加を呼びかけ、平等に参加できる仕組みをつくります。（ワ）
- ・ 事業者はだれもが住みやすいまちづくりに、地域の一員として積極的に関わります。

□行政

- ・ 周辺市も含め地域間の交流事業を実施し、市民の交流を支援します。
- ・ 国際交流事業に取り組む「多摩市国際交流センター」の活動を支援するとともに、在住外国人の生活支援を進めます。
- ・ コミュニティセンターにおける地域内交流を支援し、多世代がふれあう機会を増やします。
- ・ 在住外国人や外国からの来訪者にわかりやすい外国語サインに更新を進めます。

5 関連する主な計画

特になし

施策 2-3 文化の継承と創造

1 施策の目指す姿

「ふるさと多摩」への愛着を持って豊かな地域社会づくりを進めるために、まちの歴史と文化を継承するとともに新たな地域文化の創出に向け、多様な市民活動が活発に行われています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①郷土資料室及び文化財資料室の、 小学 4 年生の見学者割合	35%	50%	65%
②パルテノン多摩を利用したことが ある人の割合	74%	80%	85%
③パルテノン多摩来館者数	588,708 人	600,000 人	650,000 人

【出典： ①教育振興課 ②市政世論調査 ③文化スポーツ課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

① 文化・歴史の継承と発展

- ・北貝取小学校跡地施設を中心に、旧多摩聖蹟記念館、富澤家、古民家等を活用しつつ、多摩の文化、歴史に関する各種事業の実施や学校教育と連携した文化財資料の貸し出しを行い、次代を担う子どもたちをはじめ、広く市民に伝統文化に触れる機会をつくります。
- ・多摩市や多摩ニュータウンの歴史を知り、まちづくりの資源として文献資料・文化財を後世に伝えていくために、図書館、パルテノン多摩をはじめ、関係所管、大学や市民団体、更には市外機関との連携を強化し、適切な保護・整理・保管を行います。

② 新しい文化の創造と発信

- ・パルテノン多摩において、引き続き質の高い文化・芸術を市民に提供するとともに、文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と発信を推進します。
- ・市民が身近に文化・芸術を感じられるように、市民と協働してアートを活用した文化振興事業に取り組みます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・伝統文化に触れる地域の催しなどに積極的に参加します。
- ・文化芸術の担い手として、文化の振興に努めます。
- ・地域の文化、歴史を継承し、記録に残します。(ワ)
- ・事業者は土地開発にあたっては、埋蔵文化財の調査など所定の手続を行います。
- ・事業者は互いのパートナーシップのもとに、文化振興に取り組めます。

□行政

- ・伝統文化が次の世代に継承されるよう、文化財の保護、保存、研究、活用に努めます。
- ・市民の文化芸術活動の支援と、協働による文化芸術振興を進めます
- ・市民と協働してアートを活用した文化振興事業に取り組めます。

5 関連する主な計画

特になし

政策3 だれもが平等で互いに尊重しあうまちづくり

【現状と課題】

多摩市では、様々な世代、立場の方が個人や団体あるいは地域といった中で性別や国籍を超えて、多様な活動を行っています。その基盤には世界平和、人権尊重、男女平等といった基本的な理念があり、これらの理念を市民の間に、より深く浸透させていく必要があります。

世界の恒久平和に向けて、戦争体験者が少なくなる中、過去の記録を次世代に語り継ぎ、平和意識の高揚を図るため、多世代にわたる大勢の方を対象とした事業を展開しており、今後はより多くの方に参加いただけるよう、より効果的な事業内容等を検討する必要があります。

お互いを思いやる人権尊重の理念を普及するために、様々な人権問題の講演会等を開催し、パネル展示等啓発を行っており、今後も引き続き推進していく必要があります。

男女平等・男女共同参画の推進に向けては、「多摩市女と男がともに生きる行動計画」（平成 23 年度改定予定）を策定し、総合的な取り組みを行っており、男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会の実現に向けて一層取り組んでいく必要があります。また、DV（ドメスティック・バイオレンス＝配偶者等からの暴力）の防止や被害者保護に係る市の取り組み計画を、改定後の新たな計画の中に位置づけで推進します。加えて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を視野に入れた取り組みを充実していくことが課題です。

今後 4 年間の重点的な取り組み

- ① 平和啓発事業の推進と非核平和都市宣言の実施
 - ・核兵器のない世界を目指すため、「平和市長会議」の加盟都市として 2013 年 8 月広島市で開催される総会に首長として出席し、また「非核平和都市宣言」を実施します。
 - ・平和の尊さを次世代に語り継ぎ、平和意識の高揚を図るため、より多くの方が参画できる「平和展」などの事業を展開します。
- ② 人権啓発事業の推進
 - ・自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解しその権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうことの理解を深めるため、広報や「講座」などの事業を展開します。
- ③ 男女平等・男女共同参画社会の推進
 - ・男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会を実現するため、新たに改定された「多摩市女と男がともに生きる行動計画」を推進するとともに、条例制定に向けて取り組みます。

施策3-1 平和の希求と人権の尊重

1 施策の目指す姿

こころ豊かに生き活きと暮らせるまちであるために、市民一人ひとりが世界の恒久平和の実現に向けて努めるとともに、人権の尊さを深く認識し、差別をなくす土壌がつくられています

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
「多摩市平和展」入場者数	2,520人	2,800人	3,300人
人権啓発事業参加者数	1,500人	1,750人	2,000人

【出典： 】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

① 平和意識の普及・啓発の推進

- ・「平和展」等で、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝え、世界平和と人々の幸福を希求しつつ、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図っていきます。

② 人権教育・啓発の推進

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念に基づき、関係機関との連携を図りながら、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人々の人権が尊重されるよう講演会や展示会、広報等の啓発活動を展開していきます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・平和に対する認識を深め、平和の理念を周りの人にひろめ、次世代に語り継いでいきます。
- ・人権を尊重することの重要性を認識し、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解します。
- ・事業者は職業生活や社会参加等を通じての一人ひとりの人権を尊重します。

□行政

- ・平和の意義を確認し、平和の尊さを次世代に語り継ぐ事業等を展開していきます。
- ・すべての人々の人権が尊重されるよう、多様な啓発活動を実施します。

5 関連する主な計画

特になし

施策 3-2 男女平等・男女共同参画の推進

1 施策の目指す姿

男女平等と自立に支えられた男女共同参画社会を実現するために、地域の様々な場面で男女がともに参画しています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市の行政委員会、付属機関等における女性委員の比率	34.8% (21 年度実績)	42.0%	50.0%
②TAMA 女性センターの周知度	40.5% (22 年度実績)	50.0%	70.0%

【出典： ①・②TAMA 女性センター】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 男女平等・男女共同参画に向けた啓発と支援
 - ・啓発紙や公式 HP、講座等の事業を通じ、多方面からの啓発を図ります。
 - ・相談事業等を通じ、困難な状況にある女性の自立を支援します。
 - ・女性に対する暴力の根絶に向けた取組みを推進します。
- ② 女性の多様な選択を可能にする環境整備
 - ・講座等の事業を通じ、学びやスキルアップの場・機会を提供します。
 - ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みを推進します。
 - ・関係部署や関係機関等と連携して、仕事や社会活動など多様な選択につながる取組みを推進します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・地域の中で、男女平等や男女共同参画を進め、広げます。
- ・事業者は男女平等や男女共同参画に基づく就労環境整備に努めます。

□行政

- ・男女平等・男女共同参画に向けた支援とともに、関係部署と連携して、女性の多様な選択を可能にする環境整備に取り組みます。

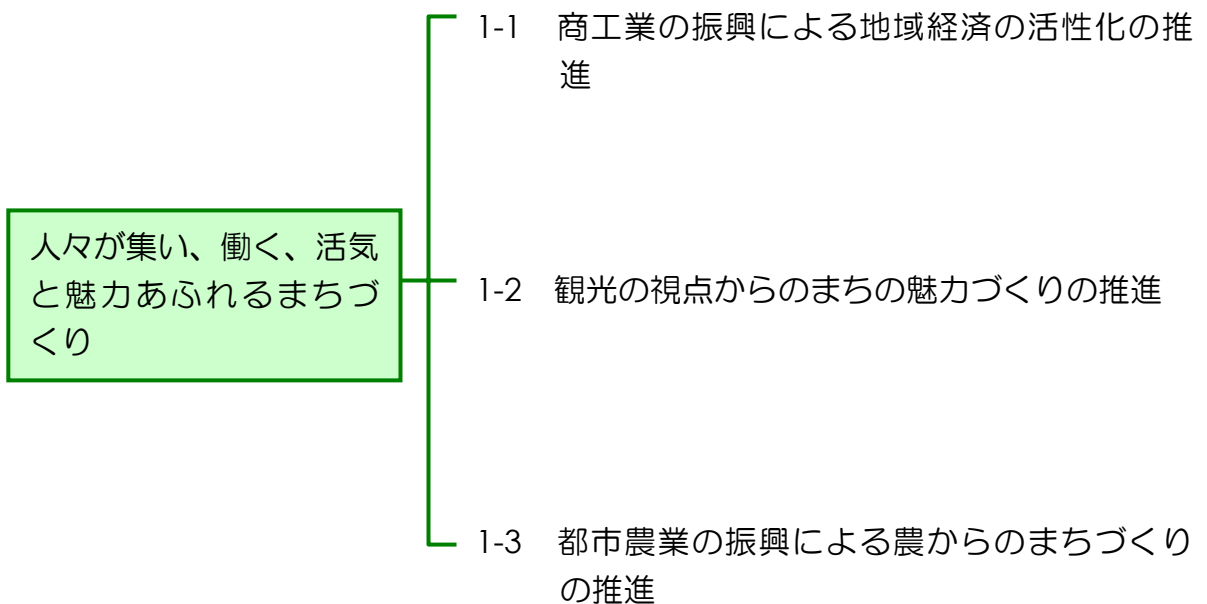
5 関連する主な計画

◆多摩市女と男がともに生きる行動計画

第4章

働き、学び、遊び、

みんなが活気と魅力を感じるまち



【現状と課題】

多摩市は、住宅だけにとどまらず働き、学び、遊ぶという視点にたち商業・業務・文化などの機能を兼ね備えた多機能複合型都市を目指してきました。

この20年間で地域経済を取り巻く環境は、少子高齢化の進捗、規制緩和、経済のグローバル化により大きく変化し、特に商業については、規制緩和による大規模店舗の立地など周辺環境の変化や住民の消費行動の多様化などの影響を受けています。また、駅周辺の拠点地区も他地域の都市との競争が激しくなっています。これらの影響を受け、事業者にとって厳しい経営環境が続いており、市内の事業所数も減少し、このことは市民生活にも少なからず影響を及ぼしています。

今後、まちの活力を維持し、税収を確保や雇用機会を創出していくためには地域経済の活性化やまちの魅力づくりが必要です。そのためには、既存の企業の地力を伸ばすとともに、新しいビジネスの創出や地域にある資源を活かした観光の視点からのまちの魅力づくりを進めることが重要です。また来街者を増やし、消費行動を活発化させ、地域の活力を生み出すためには、多様な担い手を育てるとともに関係事業者や機関等の連携や協働も一層重要となっています。

市内の農家戸数及び農地は、都市化の進展とともに減少を続けており、農家数126戸、農地面積約47haにまで減少しています。また、農家の高齢化も進んでおり、後継者など担い手が確保されないと農地面積も減少に歯止めがかからない状況です。

この厳しい状況下ですが、最近では地産地消や食育の観点から農業への関心が高まりを見せ、また農地が持つ多面的な機能も見直される中で都市農業に対する理解が進んでいます。

今後も都市の中で農業が生き残るには農業経営の安定化と担い手の確保対策を図ること必要となっており、また地産地消や食育などの取り組みを通じて市民の農業への理解を進めることも必要となっています。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 商工業の振興
 - ・ 中小企業等への支援や新たな商店街振興策を商工会議所などと連携して取り組みます。
 - ・ 地域の活力を維持していくため、創業支援事業をベルブ永山で本格実施し、市内での創業支援の充実を図ります。
- ② 企業誘致の推進
 - ・ 税収の確保と雇用機会を創出するため、引き続き企業誘致の取り組みを進めます。
- ③ 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進
 - ・ 市内の二大拠点である聖蹟桜ヶ丘駅地区・多摩センター地区の活性化を進めるため、市民・事業者と協働したイベントの開催やハローキティや映画「耳をすませば」などの地域資源を活用した誘客への取り組みを行います。
- ④ 都市農業の振興
 - ・ 農家の高齢化へ対応するため、担い手の育成や新たな農業経営をサポートする仕組みづくりに取り組みます。

施策 1-1 商工業の振興による地域経済の活性化の推進

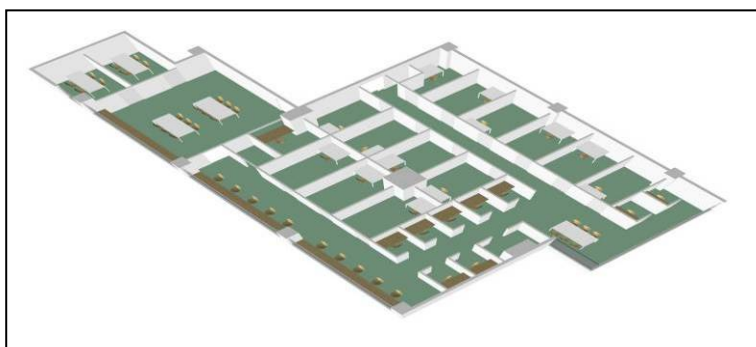
1 施策の目指す姿

市民の豊かな暮らしに貢献する活力あるまちをつくるために、個性と魅力ある商店街の形成を図るとともに、市民・大学などと企業との連携による取り組みにより、新たなビジネスが育つなど、企業活動が活発になり、市内で雇用も創出されています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①事業所数	3,581	3,600	⇒
②企業誘致条例による指定企業数	6 社	10 社	—
③従業員数	59,922	61,000	⇒
④市内 4 駅の 1 日平均乗降客数	324,931	350,000	⇒

【出典： ①③事業所統計調査、②市民経済部経済観光課、④鉄道事業者公表値】



新創業支援施設レイアウト（イメージ）

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 中小企業等への支援及び商店街振興の推進
 - ・ 中小企業等への支援や新たな商店街振興策を商工会議所などと連携して取り組みます。
- ② 産学官連携等による産業振興の推進
 - ・ 創業支援事業の本格的運用を開始することにより市内での創業支援と「働く」＝就業への支援の充実に取り組みます。
 - ・ 今後の地域経済の活性化や産学官連携など様々な事業体との連携などの新たな産業振興の取り組みについて調査・検討を進めます。合わせて市内企業との懇談会なども開催し様々な取り組みに繋げていく場づくりなどを進めます。
 - ・ 農商工の連携を進め、新たな製品作りや誘客につながる取り組みについて検討し、推進します。
- ③ 企業誘致の推進
 - ・ 多摩ニュータウン内の未利用地等へ引き続き企業誘致を進め、税収の確保と雇用機会の創出により、地域経済の活性化に取り組みます。
- ④ 就労支援の推進
 - ・ 国・東京都と連携して、永山ワークプラザの運営、就労支援セミナーや就職面接会などの充実に取り組むとともに産業の振興を図ることにより雇用の創出に努めます。
- ⑤ 地域拠点の活性化（商業機能、業務機能の集積の推進）
 - ・ 都市間競争が激しくなっている中、市内の二大拠点である聖蹟桜ヶ丘駅周辺地区、多摩センター地区の活性化に引き続き取り組みます。また、多摩センター地区は国の業務核都市や東京都の多摩の「心」に位置付けられおり、商業機能、業務機能等の集積に向けて取り組みます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

- | | |
|-----|--|
| □市民 | <ul style="list-style-type: none">・ 市内の店舗で買い物するなどにより地域経済の活性化に寄与するよう努めます。・ 事業者は経営努力を行い地域経済の活性化に努めます。・ 事業者は雇用機会の創出に努めます。・ 事業者は駅周辺の活性化に努めます。・ 多摩市産のブランドをPRして、価格設定や商品構成を工夫します。 |
| □行政 | <ul style="list-style-type: none">・ 将来に向けた産業振興策の取り組みを行います。・ 事業者が事業を継続できる環境づくりに取り組みます。・ 雇用・就労環境の整備に取り組みます。・ 商業機能、業務機能が集積されるよう誘導策に取り組みます |

5 関連する主な計画

◆多摩市商業活性化計画

施策 1-2 観光の視点からのまちの魅力づくりの推進

1 施策の目指す姿

市内外から多くの人を訪れ、にぎわいが創出されるまちづくりを進めるために、市民と事業者が協働して、地域にある資源や個性を活かしたまちの魅力づくりを実践するなど、様々な活動が活発に行われています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①ロケ撮影受入件数	94 件	120 件	→
②聖蹟桜ヶ丘駅周辺(2 イベント)・多摩センター駅周辺(10 イベント)での主なイベントの集客数	314 万人	330 万人	→

【出典： ①市民経済部経済観光課、②市民経済部経済観光課】



多摩センターイルミネーション(11月～1月)



乞田川の桜(4月)



市内でのロケ撮影の風景



ハロウィン in 多摩センター(10月)

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 観光資源の発掘、活用による観光の推進
 - ・ハローキティにあえる街事業の展開や映画「耳をすませば」などの地域資源を活用した観光の取り組みを進めるとともに、商店街の活性化策などと連携した取り組みを進めていきます。また、新たな観光資源の発掘に努めます。
 - ・訪日外国人観光客の誘客を図るため事業者などと連携した取り組みを進めていきます。
- ② まちの魅力の発信
 - ・映像を通じてまちの魅力を発信するフィルムコミッション事業や観光マップなど様々な手法により、まちの魅力や地域資源を内外に発信していきます。
- ③ にぎわい空間の創出、演出による誘客の推進
 - ・多摩センター地区の 40mペデをより一層活用した取り組みを行い、にぎわい空間の創出、演出による誘客を図ります。
 - ・多摩センター地区の四季折々のイベントなどを市民・事業者と協働して取り組み、誘客を図ります。また、市内で開催されるイベント間の連携した取り組みの可能性について検討します。
- ④ 担い手づくりの推進
 - ・観光サポーター作りなど市民・事業者と観光に関する担い手の育成を推進し、商工会議所とも連携しながら観光に関する新たな組織づくりに取り組みます。
- ⑤ 特産品づくりなどの推進
 - ・「多摩のお土産」など特産品づくりなどに取り組むとともに、「多摩市ブランド」の検討を行い、農商工連携の取り組みを進めます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・誘客の取り組みへ協力します。
- ・わが街への愛着心を高め、街の魅力を再発見、発掘するよう努めます。
- ・まちをきれいにする美化活動に取り組みます（ワ）
- ・事業者は来街者が消費行動をするよう魅力づくりに取り組みます。
- ・事業者は企業の社会的貢献や市民への還元活動を充実します。（ア）
- ・にぎわいの創出に取り組みます。

□行政

- ・市民、事業者と地域資源を活用した観光への取り組みや誘客への取り組みを行います。
- ・誘客が促進される情報発信や環境整備に取り組みます。
- ・市民・事業者が協働して取り組むイベント開催を支援します。
- ・新たなまちの魅力づくりのために公共空間の活用を検討します。

5 関連する主な計画

特になし

施策 1-3 都市農業の振興による農からのまちづくりの推進

1 施策の目指す姿

市民の農業への理解を高め、安定した農業経営と農地の保全のために、地産地消や食育に関して様々な活動が展開されるとともに、市民が様々な形で「農」に触れあい、魅力と活力ある農業により担い手も確保されています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①認定農業者*1 数	4 戸	8 戸	10 戸
②農地面積	47ha	→	→
③家庭菜園及び体験型市民農園*2 数	9 箇所	11 箇所	13 箇所

【出典： ①②③市民経済部経済観光課】



聖蹟桜ヶ丘駅前「いきいき市」



市内農地（一ノ宮地区）



農業委員会と児童館との共催による体験農業

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 魅力・活力ある都市農業の展開
 - ・魅力・活力ある農業の確立のために、認定農業者制度の活用による農業経営の改善を進めます。
 - ・農業者の高齢化に対応するために、後継者の育成のための経営講座の開催、農作業の受委託制度や援農ボランティアなどの新たな支援の仕組みの検討などを行い、新たな担い手づくりに取り組みます。
 - ・農業者との声を吸い上げる場として座談会の開催などを行います。
 - ・これらの実現に向けて JA※3、都農業改良普及センターなどの関係機関と連携して取り組みます。
- ② 農地の保全と活用
 - ・農地の保全と利用活用を促進するために、営農環境の整備などに取り組みます。
 - ・景観・環境・防災へ貢献をする農地の保全に努め、農地の多面的な機能活用を図ります。
 - ・農地法の規制緩和による企業の農業への参入意欲の高まりやスローライフ志向による市民の農業への関心の高まりなど、新たな農地保全の仕組みを検討します。
- ③ 農からの地域づくり
 - ・市民の農への理解を深め食育を推進するために、学校教育等との連携やふれあい体験の充実を図ります。
 - ・地産地消を推進するために、直売施設の拡充、学校給食等への市内産農産物の供給、市内産野菜の PR などの充実を図ります。
 - ・JA などと連携して体験型市民農園などの整備を進め、多摩市農業の PR に取り組むなど農からのまちづくりを進めます

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・市内産農産物を購入することにより地産地消に努めます。
- ・農の体験を通じて都市農業への理解を深めます。
- ・休耕地を利用して、収穫を体験できる場所をつくります。(ワ)
- ・農業者は農業経営の改善に努め、市民に新鮮な農産物を供給します。
- ・農業者は農地の適正な管理に努めます。

□行政

- ・農業者の農業経営への支援、営農環境の整備に取り組みます。
- ・市民の農業への理解が深まる取り組みを行います。
- ・新たな農業支援の仕組みづくりなどの検討を行います。

5 関連する主な計画

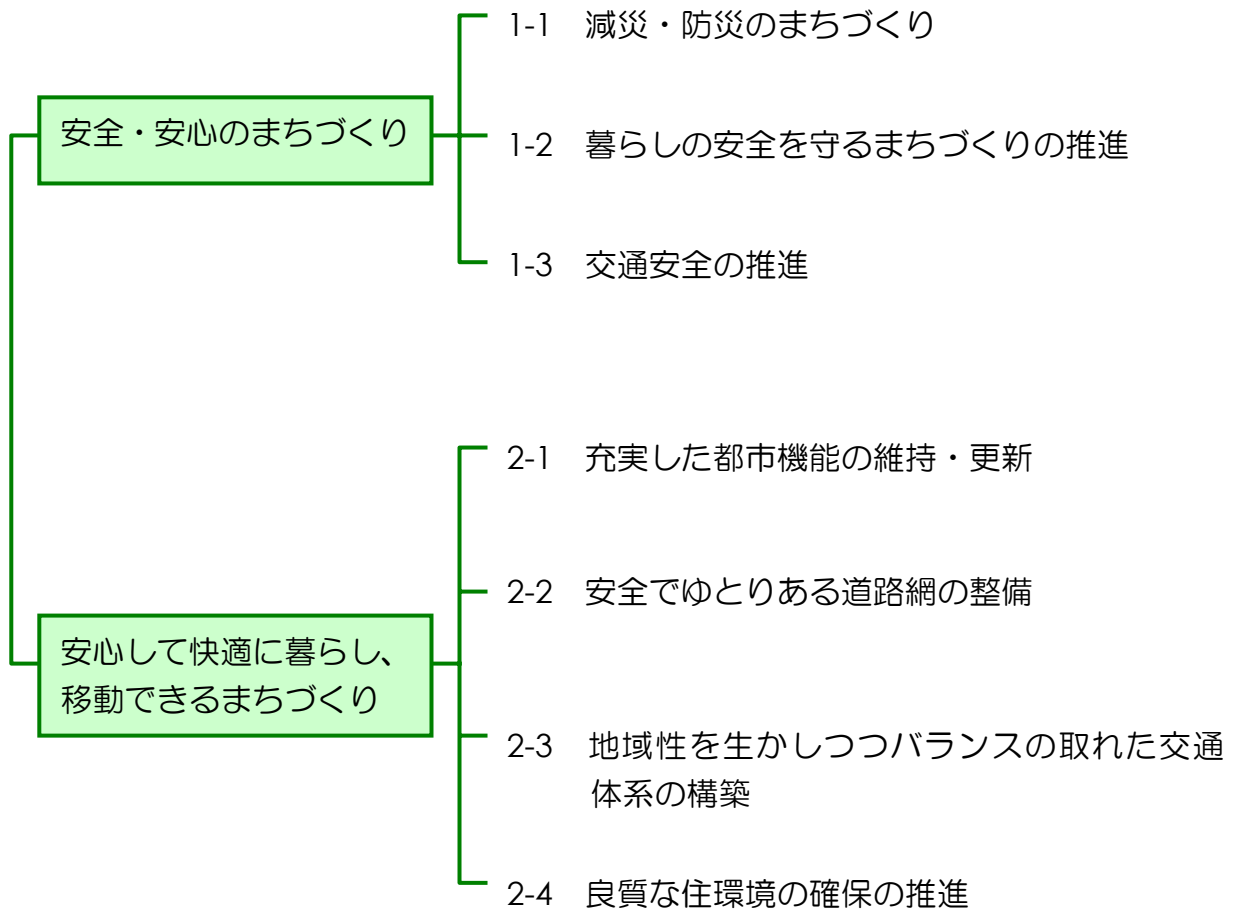
◆多摩市農業振興計画

- ※1 **認定農業者**：農家が立てた農業経営改善計画を市が認定し、支援する制度
※2 **体験型市民農園**：農園開設者の指導により農業体験を中心に行う農園
※3 **JA**：農業協同組合の略称

第5章

いつまでもみんなが住み続けられる

安全で快適なまち



【現状と課題】

平成16年8月、「今後30年の間に、南関東地方に70%の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生する」と政府地震調査委員会が発表しました。近い将来発生と言われていた巨大地震に備え、平成20年10月に「多摩市地域防災計画」を全面改正しました。

災害の予防対策、応急・復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強いまち・防災都市多摩」の実現を目指します。また、震災対策に深い理解を持つ「災害に強い市民」を育成し、ハード・ソフトの両面から震災対策を推進していきます。また、新型インフルエンザなど新たな災害も含め、市民の安全安心を守る危機管理対策を推進していきます。

市内の犯罪発生件数は年々減少傾向にあります。非侵入窃盗犯罪は依然として多く発生し、子供たちを狙った「つきまとい」「声かけ」などを行う不審者の出没情報も数多く寄せられています。平成21年9月に「多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画」を策定し、市民、市、関係機関との役割分担を踏まえながら引き続き、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

市民の消費生活の安定及び向上を確保し、消費者被害の救済と解決を図るため、さらに啓発など充実を図る必要があります。

交通事故の全体件数は減少しているにもかかわらず、高齢者、二輪車の事故件数は増加していることから、その対策が急務です。また、放置自転車は減少傾向にはありますが、無料駐輪場はモラルの低下が顕著に見られます。駐輪場を都市機能として配置するための用地を確保するとともに、受益者負担の公平性の観点から駐輪場のあり方を検討する必要があります。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 住宅、民間特定建築物^{※1}、公共建築物の耐震化率の向上
 - ・住宅の耐震化を支援し、民間特定建築物、公共建築物の耐震化の促進を図ります。
- ② 消防団及び自主防災組織数の充実
 - ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神を大切に、消防団員並びに自主防災組織数の確保を図り、自助・共助による地域の防災力を向上させます。
- ③ 自主防犯活動団体の結成及びネットワーク化の促進
 - ・自主防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進するとともに、警察と協働して出前講座を行い、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ④ 高齢者、二輪車への効果的な交通安全啓発活動
 - ・交通事故を減らすために、高齢者を対象とした講習会の開催、スケアードストレート^{※2}の計画的実施を図ります。
- ⑤ 放置自転車対策と駐輪場の適正配置
 - ・放置自転車を減らすために（仮称）多摩市自転車駐輪場整備計画を策定し、駅周辺の駐輪場の計画的な整備に取り組むとともに、料金徴収のあり方を検討します。

※1 民間特定建築物：耐震改修の促進に関する法律第6条に定める建築物。百貨店・病院・福祉施設など多数の者が利用する、一定面積以上の建物を指定している。

※2 スケアードストレート：恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。交通事故をスタントマンによって実演するなどの手法がある。

施策 1-1 減災※1・防災のまちづくり

1 施策の目指す姿

市民の誰もが安全で安心して暮らすために、住宅の耐震化により大地震にも耐えられる安全性が確保され、また、市内全域で自主防災組織が結成され、災害時にはお互いに助け合う共助の精神が行き届いています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①建築物の耐震化率	83.1%	90%以上	100%
②自主防災組織数	159 組織	171 組織	175 組織
③自主防災組織合同訓練数	7 地域	10 地域	15 地域

【出典： ①～③防災安全課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 市民の防災意識高揚と地域防災体制の充実
 - ・市民の防災行動力を高めるため、総合防災訓練等を通じて啓発活動、広報活動、防災教育等の推進を図ります。
 - ・地域ぐるみで相互に連携した社会づくりを目指すとともに、自主防災組織の結成促進及び活動の支援を行います。また、災害時要援護者^{※2}への避難態勢を充実するため、避難支援計画と防災行動マニュアルを策定します。
- ② 建築物の安全性の確保と都市施設の防災性強化
 - ・昭和56年以前の旧耐震基準の住宅、民間特定建築物等の耐震化を促進します。
 - ・都市施設の耐震性確保のため、橋りょう・下水道施設の耐震改修工事を実施します。
 - ・都市型の集中豪雨時の対応のため、雨水ポンプを整備します。
- ③ 非常用物資・設備の充実
 - ・大規模災害に備え、食糧、資器材等の備蓄と災害用各種設備の充実を図ります。
- ④ 消防団の充実
 - ・災害現場で消防署隊と円滑な活動ができるよう、消防団の充実を図ります。
- ⑤ 危機管理態勢の強化
 - ・あらゆる災害に対して、市民の安全、安心の確保を図るとともに、応急・復旧活動を円滑に行うため、消防署等関係防災機関と連携・協力しながら、必要な態勢の強化を図ります。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という観点に立ち、住宅の耐震化、家具転倒防止器具の設置等の予防措置、食糧等の備蓄、防災訓練への参加など、地域の相互協力態勢の構築を図ります。
- ・自治会等は災害時要援護者への支援を行い、地域の安全安心を高めます。
- ・新耐震基準以前の建築物所有者は、耐震診断、補強に努めます。
- ・事業者は災害の予防、対策、復旧に関し、社会的責任を自覚し、最大の努力を払います。

□行政

- ・建築物の耐震化を支援します。
- ・自主防災組織の結成を促進するとともに相互に連携し、協力できる体制を支援します。
- ・学校での防災教育の充実避難場所等の情報提供に努めます。（ワ）

5 関連する主な計画

◆多摩市地域防災計画 ◆多摩市耐震改修促進計画 ◆多摩市国民保護計画

※1 減債：大規模な災害が発生しても、被害が拡大しないように、被害を最小化する取り組み。

※2 災害時要援護者：災害から身を守るため、安全な場所に避難するなどの一連の防災行動を取る際に、支援を必要とする人。

施策 1-2 暮らしの安全を守るまちづくりの推進

1 施策の目指す姿

安全で安心して暮らすために、消費者が被害から守られるとともに、市内の各地で自主的な防犯活動が行われています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①犯罪発生件数	1,625 件	1,380 件	1,300 件
②不審者情報数	52 件	45 件	40 件
③消費生活出前講座実施回数	10 件	15 件	20 件

【出典： ①・②防災安全課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援
 - ・防犯行事への市民参加を促し、一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。
 - ・共助の精神を大事にした自主的な防犯活動に対し、防犯用品の貸与を充実します。
- ② 自主防犯活動団体の結成及びネットワーク化の推進
 - ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神の下、自主防犯活動団体の結成及びネットワーク化を促進します。
 - ・警察と協働して、犯罪の発生状況や防犯対策などに関する出前講座を実施し、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ③ 犯罪減少に向けた環境づくり
 - ・公園の樹木や街路樹の剪定を必要に応じて行う他、見通しが悪化した場所の選定を地域とともにし、市民協働により犯罪の起きにくい住環境の整備を推進します。
- ④ 学校における安全確保の推進及び見守り活動の充実
 - ・子ども 110 番連絡協議会やスクールサポーターとの連携を図り、子ども達の安全を確保するとともに、登下校時の子ども見守りパトロールを支援します。
- ⑤ 消費者相談の推進
 - ・消費生活問題の多種多様な事例に対応するため、消費者関連団体のみならず、様々な関係団体とともに連携を図り、地域においての相談・啓発活動を充実します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神を大切にして、地域での見回り活動など安全、安心なまちづくりを行います。
- ・複雑化・悪質化する消費者被害を防ぐために、市民団体等を通して地域活動を充実していきます。

□行政

- ・市、警察、自主防犯活動団体の間で情報の共有化を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。
- ・国民生活センターなどと連携を図り、消費生活センターにおいて、必要な情報提供や相談窓口での対応など、消費者相談のなお一層の充実を図ります。

5 関連する主な計画

◆多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画

施策 1-3 交通安全の推進

1 施策の目指す姿

安心して暮らすために、安全な交通環境が提供され、交通ルール、社会ルールの意識が向上しています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①交通事故発生件数	586	556	527
②放置自転車撤去台数	4,059	3,442	3,087

【出典： 道路交通課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 高齢者、児童・生徒への交通安全の推進と啓発
 - ・交通事故を減らすために講習会・交通公園での授業、スケアードストレート等を通じて交通安全の重要性を呼びかけます。
- ② 駐車、駐輪対策の推進
 - ・放置自転車を減らすために、駐輪場を計画的に整備するとともに、受益者負担の公平性の観点から、有料化を検討します。
 - ・違法駐車を減らすために、交通安全協会や駐車問題懇談会など関係団体や警察と連携して啓発に努めます。
- ③ 道路交通環境の充実
 - ・すべての人が安心して道路を通行できる環境を維持・向上させるため、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を適時設置します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・高齢者交通安全教室、運転者講習会に参加します。
- ・交通安全事業に賛同し、協力します。
- ・駐車、駐輪のルールを守り、模範となれるよう実践します。
- ・事業者は社会貢献の一環として、さまざまな交通対策事業に協力します。

□行政

- ・警察、交通安全協会、事業者との連携を推進します。
- ・先進的事例の情報収集、市民ニーズの把握を行うと共に、関係者との連携、情報共有に努めます。

5 関連する主な計画

◆多摩市交通安全計画

◆多摩市交通マスタープラン

政策2 安心して快適に暮らし、移動できるまちづくり

【現状と課題】

多摩市は、ニュータウン開発等により計画的に高い水準の都市基盤が整備されています。

ニュータウンへの第一次入居から約40年が経過し、市民の高齢化や住宅・設備の老朽化も進みつつあります。今後、バリアフリー対応を含むまちのリニューアルなど多摩ニュータウン再生に向けた道筋を定める必要があります。

道路、橋りょう、公園、公共下水道の都市基盤施設については、経年とともに施設の老朽化が顕著に現れており今後、リニューアルやバリアフリー化、防災機能の向上など、施設の改築・更新の時期を迎えます。特に、170橋ある多摩市管轄の橋りょうは、昭和40年から50年代に集中的に整備されていることから、これらの改修は大きな課題となります。

さらに、多摩市が所有する公共建築物は、質・量共に整備水準が高く、総数も約38万㎡に達します。建設後30年経過した建物は現在25%程度ですが、10年後には60%に達することから、計画的な改修が必要であり、その費用は大きな財政負担となります。

道路網について、広域幹線道路の南多摩尾根幹線道路は未だ多摩市域の区間の事業化がなされておらず、交通渋滞や住宅街への車両流入が絶えないことから、沿道への配慮をしつつ本線部分を早期事業化することが課題となっています。

交通ネットワークは、京王線、小田急線並びに多摩モノレールを基幹交通として、市内を路線バスとコミュニティバス（ミニバス）が地域を結び、交通不便地域の解消が図られてきましたが、急速に進む高齢化と、坂や傾斜の多い地域特性から、身近な公共交通機関が求められており、より効果的、効率的な移動手段のあり方を検討する必要があります。

※1 コミュニティバス：地方公共団体等が中心となって住民の移動手段を確保するために運行するバス

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 多摩ニュータウンの再生に向けた取り組み
 - ・ニュータウン再生を進めるため、ニュータウン初期入居地区の団地建替え事業を支援します。併せて、周辺の歩行者専用道路や公園等の施設更新、学校跡地施設の恒久活用を進めます。
 - ・関係機関と連携し、多摩ニュータウンの再生に向けてビジョン策定を進めます。
- ② スtockマネジメント計画及び都市基盤施設維持更新計画の推進
 - ・公共建築物や都市基盤施設を適切に保全更新していくため、小中学校の大規模改修や道路、橋りょう、公園の維持更新を計画的に実施します。
- ③ 人にやさしい道づくりの推進
 - ・歩行者の安全性や利便性を向上させるため、向ノ岡橋の架け替え、聖蹟Uロードの改良などを進めます。
- ④ 広域幹線道路の整備促進
 - ・広域幹線道路網を効果的に機能させるため、南多摩尾根幹線道路の整備を促進します。
- ⑤ 公共交通網の充実
 - ・地域の交通ニーズに的確に応じるために、地域が主体となって運営する地域密着型交通の検討を進めます。
- ⑥ 自転車利用の環境整備
 - ・放置自転車を減らすために駅周辺の駐輪場を計画的に再編・整備します。（再掲）

施策 2-1 充実した都市機能の維持・更新

1 施策の目指す姿

将来にわたり都市機能を維持するために、公共建築物や都市基盤施設がより少ないライフサイクルコスト^{※1}で適切かつ効率的に管理・保全されています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①小中学校の大規模改修実施数	11 校	13 校	21 校

【出典： 建築保全課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① ニュータウン再生の推進
 - ・多摩ニュータウンの再生に向けた取組みを進め、良好な住環境を維持するため、建替え等に備えた規制・誘導等の条件を整理します。また、多摩ニュータウンの初期入居地区の団地建替え事業を支援するとともに、周辺の公共施設の更新を進めます。
- ② スtockマネジメント計画の推進
 - ・公共建築物の適切な保全と長寿命化を推進するため、劣化状況に応じた修繕や大規模改修を計画的に行います。
- ③ 都市基盤施設の適切な保全更新の推進
 - ・道路、橋りょう、公園、公共下水道の各施設を良好な状態に保全するため、計画的な維持・補修を行い、更新コストを削減します。
- ④ 生活環境施設の維持確保
 - ・生活環境施設の適切な状態を維持確保するため、南多摩斎場や南多摩都市霊園の管理体制を保持するとともに、葬祭場の誘致に努めます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・市民団体等による道路や公園の維持保全の活動に協力します。
- ・公共建築物や都市基盤等の適切な保全更新について理解を深めます。
- ・都市機能の維持・更新に関する企画を提案します。（ワ）
- ・事業者は施設の長寿命化や都市基盤等の適切な保全更新について理解を深めます。
- ・事業者はニュータウン再生の趣旨を理解し、取組みに参加・協力します。

□行政

- ・都市基盤や公共施設等の維持・更新のためのコストに関する情報提供を行います。
- ・アダプト制度等の市民協働を促進します。

5 関連する主な計画

- ◆多摩市ストックマネジメント計画
- ◆多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画
- ◆多摩市都市計画に関する基本的方針

※1 ライフサイクルコスト：建物の建設費、大規模修繕費、日常の管理経費、高熱水費等、解体費を含む、経費の合計額

施策 2-2 安全でゆとりある道路網の整備

1 施策の目指す姿

利用者の円滑な移動を可能にするため、広域幹線道路から生活道路にいたるまで、道路網が計画的に整備され、安全で快適な道路環境が整っています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①交通事故発生件数	586 件	556 件	527 件
②ユニバーサルデザインブロック ^{※1} 設置路線延長割合	23%	35%	50%

【出典： 道路交通課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 人にやさしい道づくりの推進
 - ・誰もが安全で安心して移動できるようにするため、道路のバリアフリー化を推進します。
- ② 広域幹線道路網の整備
 - ・安全で効率的な交通処理を実現するため、南多摩尾根幹線道路の整備、関戸橋の架け替えについて、東京都と協議を進め、早期の実現を図ります。
- ③ 道路交通環境の充実
 - ・すべての人が安心して道路を通行できるよう、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を適時設置するとともに、信号機や街路灯の支障になっている街路樹について、剪定や計画的な伐採を実施します。
 - ・省エネルギーの推進のため、街路灯の交換時に省エネルギー対応器具への入れ替えを進めます。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

・道路整備について、その必要性を理解し、協力します。

□行政

・道路整備に関する情報提供を図ります。
・広域幹線道路網の整備を事業者に働きかけます。
・警察等、関係機関との情報共有化を図るなど、連携を強化して、道路交通環境の改善を図ります。

5 関連する主な計画

- ◆多摩市都市計画に関する基本的方針
- ◆多摩市道路整備計画
- ◆多摩市交通マスタープラン

※1 ユニバーサルデザインブロック：車道と歩道の接続部について、段差の全部または一部を解消し、かつ、視覚障がい者への配慮も行ったブロック

施策 2-3 地域性を生かしつつバランスの取れた交通体系の構築

1 施策の目指す姿

だれもが生活しやすく往来できるために、地域性に配慮した交通環境が整ったまちの中で、快適に移動しています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①ミニバス利用者数	557,355	585,222	613,090
②放置自転車撤去台数	4,059	3,442	3,087

【出典： 道路交通課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① バス運行環境の維持・向上
 - ・マイカーに頼らない公共交通網を確立するため、バス事業者と連携して、市民のニーズに対応したバス路線の構築に努めます。
- ② 地域密着型交通の検討・整備
 - ・地域のニーズにきめ細かく対応できる交通手段を確立するため、市民協働による交通網の構築を図ります。
- ③ 交通バリアフリー化の推進
 - ・公共交通の快適性を高めるため、駅や交通結節点周辺を中心に、公共交通のバリアフリー化について、事業者働きかけます。
- ④ 自転車利用環境の充実
 - ・自転車利用を促進するため、駅周辺の駐輪場を確保・充実します。併せて、自転車通行帯の整備を検討します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・移動には公共交通機関を積極的に利用します。
- ・地域は地域交通のあり方について、事業者と共に考えていきます。
- ・事業者は公共交通機関として、地域に受け入れられる事業展開に努めます。
- ・事業者は従業員に対して、交通安全教育を実施します。
- ・事業者は交通安全運動、啓発活動に参加します。

□行政

- ・住民の主体的取り組みを支援します。
- ・住民と事業者との調整を図ります。
- ・国や東京都をはじめ、公共機関との調整を図ります。
- ・警察等、関係機関との情報共有化など、連携を強化して、啓発活動や交通安全教育を推進します。

5 関連する主な計画

◆多摩市交通マスタープラン

施策 2-4 良質な住環境の確保の推進

1 施策の目指す姿

多様な世帯が安心して住み続けられるようにするために、地域の特性を活かした住環境が整えられています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①地区計画の地区整備計画面積※ ¹	399ha	407ha	420ha
②町名地番整理達成率	78%	84%	88%

【出典： ①都市計画課、②市民生活課】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 計画的な街づくりの推進
 - ・長期的な視点に立った計画的な街づくりを推進するために、土地利用や各種都市計画施設の決定根拠となる「都市計画に関する基本的な方針」を更新します。
 - ・地域特性に応じた建築ルールを市民が主体的に立案・共有するために、多摩市街づくり条例に基づく「地区街づくり計画」の策定を促進します。
- ② 住宅ストックの活用
 - ・良好な住宅ストックを維持更新するため、東京都や都市再生機構等、公的賃貸住宅事業者との連携により、バリアフリー化など住宅ストックの質的な向上や、空き家対策と合わせて、良質なファミリー向け住宅への転換を誘導します。また、市営住宅においては、量的なこととあわせ、老朽化した住宅について見直しを図ります。
 - ・安全な市街地環境を確保するために、住宅の耐震化を支援します。（再掲）
- ③ マンション居住の情報提供
 - ・市民が安心して集合分譲住宅で暮らし続けられるよう、市内外の専門家や管理組合と連携して、大規模改修や建替え事業、日常の生活ルールなど必要な情報を提供します。
- ④ 町名地番整理の推進
 - ・複雑に入り組んだ既存地区の町名地番について、誰にでも分かりやすい住所とするため、引き続き整理を行います。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・自分の住む地域の街づくりには、自ら取り組みます。
- ・地域の中で多様な世代間の交流が図られるよう、取り組みます。
- ・住民と開発等事業者は、開発に係る紛争の予防・解決に努めます。
- ・事業者は良好な住環境の保全等、市の街づくり施策に協力します。

□行政

- ・地区街づくり計画、地区計画、建築協定の締結を促進します。
- ・住宅事業者に、各種の住宅施策に対する協力を要請します。

5 関連する主な計画

◆多摩市都市計画に関する基本的方針

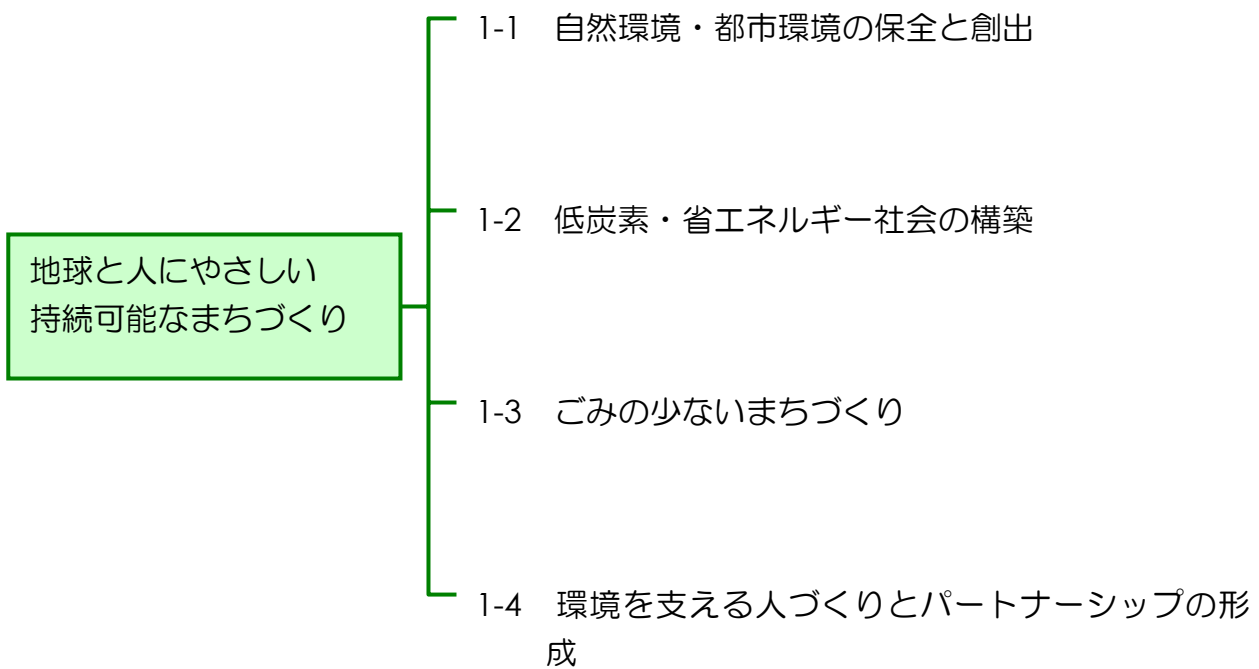
◆多摩市住宅マスタープラン

※1 地区計画の地区整備計画面積：地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備し、開発し、及び保全するために都市計画として定める地区計画区域の内、具体的な建築規制等が適用される区域の面積

第 6 章

人・自然・地球

みんなで環境を大切にするまち



政策1 地球と人にやさしい持続可能なまちづくり

【現状と課題】

21世紀は「環境の世紀」といわれており、今日の環境問題は、「大量生産、大量消費、大量廃棄型ライフスタイルの影響を受けた廃棄物処理の問題」、「石油などのエネルギー資源の枯渇」、「ダイオキシン類、など有害な化学物質の自然界への拡散」、「地球温暖化やオゾン層の破壊など気候変動要因の増加」、「生物多様性の保全」など身近なものから地球規模のものまで、非常に幅広く、年々深刻な状況となっています。

こうした中、市民一人ひとりのライフスタイルの転換や、多様な環境ビジネスの活用等、市民・事業者・教育機関などの主体的な取り組みの実現は大きな課題です。

また、多摩市においては、一人当たりの市立公園の面積は、26市中トップに位置し、みどりに恵まれている一方で、多くの維持・管理経費を必要としています。

市民による公園や道路の緑化や清掃活動など、市民協働の輪を更に拡大することと併せて、団体内での世代交代や、新たな担い手を育成することも今後の課題です。

さらに、これからの低炭素社会の構築や、生物多様性の保全などの社会的な要請に応えるためには、今まで以上に緑地等の保全を計画的に行うことが必要なことから、市民の理解と協力のもと、実効性のある保全手法の確立が急務となっています。

また、平成21年の多摩市政世論調査では、「関心のある地域レベルの環境問題」の項目において、「ごみ減量、リサイクル」が31.6%ともっとも高くなっていますが、資源化によるごみの減量がより一層求められています。

今後4年間の重点的な取り組み

- ① 環境負荷の低減に関する教育・啓発活動の推進
 - ・将来に渡り持続可能なまちであり続けるため、環境負荷の低減に関する教育・啓発活動を地域や学校とともに推進します。
- ② みどりの保全と樹木管理の適正化
 - ・公園や緑地、街路樹等、まちの樹木の適切な管理について市民の合意を形成するため、市民協働で樹木の管理シートを順次作成します。
 - ・市民の力でみどりを守るため、市民や企業等による緑地確保の仕組みを検討します。
- ③ 化学物質等の拡散防止
 - ・アスベスト飛散による健康被害を防止するため、建物解体時の届け出対象を拡大します。
- ④ 広域幹線道路の整備促進（再掲）
 - ・車の流れを円滑化してCO₂の排出量を抑制するため、南多摩尾根幹線道路の整備を促進します。
- ⑤ ごみの減量、資源の有効利用の推進
 - ・ごみ減量による埋め立て処分量の削減や、資源のリサイクル等の有効利用を推進することで、持続可能な住環境を保ち続けます。
- ⑥ 人材の発掘・育成
 - ・市民の環境保全活動の基盤を強化するため、様々な環境保全活動を紹介して、より多くの人材に参画を働きかけると共に、必要な知識や技能について学ぶ場を提供します。

施策 1-1 自然環境・都市環境の保全と創出

1 施策の目指す姿

すべての生き物にとって大切な自然環境が保全されるとともに、良好な都市環境を創出するために、水と緑が豊かなこのまちをみんなで守り育てています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①みどり率	53.9% (平成 21 年度)	現状維持	現状維持
②1 人あたりの市立公園面積	13.47 m ² /人 (平成 21 年度)	現状維持	現状維持
③河川の BOD (生物化学的酸素要求量) 値	3mg/l 以下 (平成 21 年度)	現状維持	現状維持

【出典： ①～③多摩市環境基本計画】

※東京都のみどりの指標は、「緑の東京計画」以降、みどり率を採用している。

みどり率とは、「みどりで覆われた土地の占める割合 (緑被率)」に「河川等の水面の占める割合」と「公園内や樹林等の中で、みどりで覆われていない土地の占める割合」を加えたもの。

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 里山など既存樹林、水環境の保全
 - ・生物多様性を維持する里山などの樹林地を市民が主体的に保全するために、市民ファンドなどの新たな仕組みづくりに取り組みます。
 - ・都市における貴重な水環境を保全するため、水辺の楽校^{※1}の活動や自然観察会などを通じて、水の持つ多様性を啓発するとともに、保水の源である樹林地など、みどりの拠点を保全します。
- ② まちの樹木の適切な管理
 - ・道路・公園などまちの樹木を適切に管理して、より良い都市環境を創出するために、市民との協働で管理シートを作成します。この取り組みを通じて、みどりの在り方について市民合意を形成します。
- ③ まちの美化の推進
 - ・たばこや空き缶のポイ捨てや落書き等、まちの美化を損なう行為を防止するとともに、市民による清掃等の活動を支援するため、（仮）まちの環境美化条例を制定します
- ④ 健康に暮らせる生活環境の確保
 - ・良好な生活環境を保全するため、大気環境・河川水質の調査のほか、事業所等に対する啓発、指導を実施します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・自然の恵み（生態系サービス）の重要性を認識しながら暮らしや事業に反映させます。
- ・自分たちにとって愛着のある公園・緑地となるよう公園等の管理に参加しています。
- ・生垣、樹木の植栽、既存樹木の保全などの緑化に努めます。
- ・開発事業者は、樹林の保全及び公園の設置に協力します。
- ・事業者は事業地内の緑化に努めます。
- ・事業者は屋外広告物などについては周辺の状況に配慮します。
- ・清掃活動など、まちの美化に取り組んでいます。

□行政

- ・樹林地や緑地の重要性について、市民に情報提供します。
- ・街路や公園等まちの樹木について、課題を市民に提起します。
- ・まちの美化について、市民の取り組む活動を支援します。
- ・有害な化学物質などの環境問題について、情報を提供します。

5 関連する主な計画

◆多摩しみどりと環境基本計画 ◆街路樹良くなるプラン

※1 **水辺の楽校**：川を身近な自然教育の場として活用し、川を核にした地域社会の中で心身共にたくましい子どもに育ていくために、市民やボランティア団体、行政等が連携して進めている活動

施策 1-2 低炭素・省エネルギー社会の構築

1 施策の目指す姿

限りある資源の消費を抑制するとともに地球環境を保全するために、一人ひとりがCO₂削減・省エネルギーに取り組んでいます。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市内の二酸化炭素排出量を削減する。	669,000 t-CO ₂ (平成 19 年度)	目標値は、平成 23 年度策定予定のみどりと環境基本計画での目標値とする。	
②20 ワット街路灯の LED 比率	0.5%	12%	30%

【出典： 都市環境部】

※多摩市全体のCO₂排出量の計算は、みどり東京・温暖化防止プロジェクトの数値を活用する。

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 家庭におけるエコライフの促進
 - ・一般家庭における環境への負荷の低いライフスタイルの形成を図るため、家庭での身近な省エネの取り組み事例と効果や省エネ機器・補助制度等の情報を提供すると共に、多様な環境ビジネス事例の試行検証を行い、普及促進に努めます。
- ② 工場・事業所等の環境負荷削減対策の推進
 - ・工場・事務所からの二酸化炭素排出量の削減を促進するため、市・都・国の制度を活用した啓発活動を推進します。
- ③ 自動車交通の合理的な利用の推進
 - ・自家用車に依存しすぎないライフスタイルへの転換を図るため、徒歩や自転車の利用環境を整備するとともに、ノーマイカーデーの啓発など、公共交通機関利用促進を進めます。
 - ・自動車交通を円滑化してエネルギー資源が効率的に活用できる都市構造を構築するため、南多摩尾根幹線道路の整備について東京都と協議を進め、早期の実現を図ります。
- ④ 公共施設の省エネルギー化対策
 - ・市役所全体の省エネルギー化を進めるため、公共施設への太陽光発電設備設置など、自然エネルギーの活用を進めます。
 - ・街路灯のLED化をはじめ、経済性に配慮しつつ、公共施設の省エネルギー機器への転換を推進します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・環境への負荷の低い、そして、家計にやさしい生活スタイルに向けて、身近なところから取り組みます。
- ・電化製品などの買い替えには、省エネルギーのことも意識して機器を選びます。
- ・自家用車の利用を控えて、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を高めます。
- ・事業者は、的確に公害の発生を防止します。
- ・事業者は車のアイドリングストップ、エコドライブをはじめ、事業活動での省エネ化を推進します。
- ・事業者は様々な環境ビジネスを通じて、低炭素・省エネルギー社会への変革を推進します。

□行政

- ・二酸化炭素排出量の削減・省エネルギー社会への転換に向けた啓発活動を推進します。
- ・交通事業者との調整を図り、使いやすい公共交通網の確保に努めます。
- ・環境ビジネスの拡大のために、企業・市民あるいは市民団体相互の情報交換の場の設置など、関係者間のコーディネーター役を務めます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市みどりと環境基本計画
- ◆ 多摩市交通マスタープラン

施策 1-3 ごみの少ないまちづくり

1 施策の目指す姿

市民が衛生的な生活環境のもとで循環負荷の少ない循環型社会を構築していくために、一人ひとりがごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①総ごみ量 ^{※1} の削減	42,602 トン (平成 21 年度)	40,405 トン	40,402 トン
②再生利用率 ^{※2}	33.8 パーセント (平成 21 年度)	35.0%	37.0%
③集団回収量の拡大	4,647 トン (平成 21 年度)	4,800 トン	4,850 トン

【出典： 多摩市一般廃棄物処理基本計画】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ① 良好な生活環境の保持
 - ・安定したごみの収集と安全で開かれた清掃工場での中間処理により、安全で衛生的な環境を保持します。
- ② 限りある資源の保全
 - ・資源化を促進することにより、地球資源の保全を目指します。
- ③ 4R 運動^{※3}の推進
 - ・4R 運動を市民、事業者とともに推進し、ごみ減量を進め、循環型社会の形成に取り組みます。
- ④ 市民及び企業等との協働によるごみの減量化の実現
 - ・市民、企業等との協働をさらに充実し、レジ袋の削減、資源回収等を推進し、ごみ減量を目指します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化を図ります。また再生資源を使用した製品を購入します。
- ・マイバッグの使用やマイ箸、簡易包装の活用、生ごみの資源化等でごみの減量に努めます。（ワ）
- ・事業者は適正な包装等により、ごみを出さない事業活動を推進します。
- ・事業者は再生資源業者等を活用して、事業系の資源循環を進めます。

□行政

- ・ごみの適正処理とリサイクルの促進、ごみの減量・資源化に関する情報を積極的に提供します。
- ・集団回収や店頭回収の促進を図るため、市民・事業者・行政が協働できるシステムを構築します。

5 関連する主な計画

◆多摩市一般廃棄物処理基本計画

- ※1 総ごみ量：燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害性ごみ・資源の総量
- ※2 再生利用率：総再生利用量／ごみ総発生量（総再生利用量を含む）
総再生利用量：収集資源量、持込資源量、資源集団回収量、中間処理での資源回収量、
- ※3 4R 運動：Refuse（ごみになるようなものは断る）、Reduce（無駄なものは使わない）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再利用する）を推進する運動

施策 1-4 環境を支える人づくりとパートナーシップの形成

1 施策の目指す姿

身近な環境保全活動が地球規模の環境保全につながることを一人ひとりが意識して行動するために、地域で活動する様々な主体が連携・協力して、環境活動を展開しています。

2 施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)
①市と連携して環境関連事業を実施している団体数	7 団体	9 団体	11 団体
②多摩市公式ホームページ（「みどり・環境・農業」「ごみ・リサイクル」分野）へのアクセス数	35,567 回	42,000 回	48,000 回

【出典： 都市環境部環境政策担当】

3 主な施策の方向性（施策を実現する手段（基本事業の構成））

- ①市民・企業・行政の相互の連携による環境保全活動の推進
 - ・多様な主体が連携した環境保全活動を推進するため、水辺の楽校（※1）など各主体が協働する機会を拡充していきます。
 - ・環境保全活動をより身近なものにするため、市民のネットワークを拡大すると共に、市民活動の事業化など、環境ビジネスとの融合策を検討します。
- ②環境を支える人材の育成
 - ・子どもから大人まで生涯を通じて環境にやさしい活動をする人を育てるため、学校・地域などさまざまな場で環境教育・環境学習を進めます。
 - ・市民による市民のための活動を活性化させるため、市内の雑木林の保全管理を市民協働で進めている多摩グリーンボランティア森木会や市民環境会議等の人材育成を支援します。

4 まちづくり主体ごとの主な役割

□市民

- ・環境問題や保全等の取り組みに関心を持ち、環境保全活動に積極的に参画します。
- ・事業活動の環境負荷低減に努めます。

□行政

- ・世界の環境問題についての環境学習と、身近でできる環境保全活動について学習できる機会を提供します。
- ・環境保全に取り組むリーダー養成講座の開講を進めます。

5 関連する主な計画

- ◆ 多摩市みどりと環境基本計画

計画の実現に向けて

計画の実現に向けて

《財政の現状》

多摩市は、多摩ニュータウン開発の進捗とともに急速に発展を遂げ、人口や財政規模が右肩上がりで拡大してきましたが、多摩ニュータウン事業が収束した現在では、開発事業よりもソフト事業が中心となり、財政規模も横ばいとなっています。

財政状況については、昭和 62(1987)年度から連続して、財政力が強いとされる不交付団体^{※1}に位置づけられ、多様で水準の高い行政サービスの提供を進めてくることができました。また、この間、6 次に渡る行財政改革に継続して取り組むことで、財政の健全性を維持してきました。しかし、これまで積み上げてきたハイレベルな行政サービスの蓄積が、経常経費として固定化していることに加え、近年の景気動向や雇用情勢、少子・高齢化の進行による影響などから歳入面の厳しさが急速に進んできたことで、現実の財政運営は極めて厳しくなっています。さらに、多摩ニュータウン開発とともに集中的に整備してきた都市基盤や公共施設の老朽化への対応、人口構成の特徴から来る急速な高齢化の進行への備えが重要な課題となっています。

また、不交付団体を理由に、一部の国庫補助金の補助率が引き下げられたり、国の新規施策の財源が交付税算入されるなど、不交付団体にとっては不利な状況もあります

※1 不交付団体：普通交付税が交付されない団体で不交付団体といわれるもの。平成 22 年度の算定では、全国の地方自治体 1,774 団体のうち約 4%、71 団体のみが該当しています。なお、該当団体数は減少傾向にあります。

《行政サービスの転換と改革の取り組み》

多摩市の今後を見通すと、現在の経済状況や高齢化の進行の中では、生活保護などのセーフティネットや高齢化への対応など、市民の暮らしを守る分野の需要がますます高まってくるものと考えています。また、地球温暖化などへの対応や時代とともに変化するさまざまな問題、新たな問題への取り組みも重要な課題です。

これまでの行政サービスは、豊かな税収を背景として、住民福祉増進の視点から幅広い分野で様々な施策やサービスを展開してきましたが、歳入の伸びが見込みがたい今後の財政見通しの中では、これまでの行政サービスのあり方を捉え直し、真に必要なところへ重点的に資源を振り向けていくことが必要となります。

特に、現在の収支状況からは、大幅な財源不足が予想されており、果敢な改革の取り組みは待ったなしの課題となっています。

財政の見通しの厳しい中で、第5次多摩市総合計画の6つの「目指すまちの姿」を実現していくためには、これまでの行政サービスのあり方、行政の守備範囲を再度しっかりと見直しながら、市民の皆さんと行政がともに汗をかき、確かなつながりの中で、より成果が発揮される政策へ再編していくことが必要となります。

限られた財源の中では、「新たなものを生み出すこと」と「これまでのものを見直すこと」を必ずセットとして考えることがいっそう重要となります。

多摩市では、PDCA（プラン・ドゥー・チェック・アクション）の評価サイクルに則した行財政運営を進めてきていますが、引き続き「限られた財源の中で最も効率的で効果的なサービスシステムを

地域にどう構築するか」という考えのもとに、成果重視の政策展開を進めるため、評価と予算の連動のしくみをより機能するしくみへと改善していきます。

《取り組みの方向性》

1 将来の世代に引き継ぐ持続可能な財政構造

これまでのまちづくりの中で培ってきた良質な行政サービスを、私たちの世代だけでなく将来にわたって持続可能としていくためには、行政運営の基礎となる持続可能な財政構造をしっかりと構築し、将来の世代に引き継いでいく必要があります。

現在の財政状況と今後の見通しを踏まえ、歳入の確保、歳出の削減、将来への投資に向けた取り組みを進めていきます。

◆こんな取り組みを行います

- ・収支ギャップの原因を分析するとともに、スピード感をもって改革に取り組み、将来の世代に安心して引き継げる持続可能な財政構造を構築していきます。
- ・土地利用の見直しや都市再生の取り組み、シティセールスなど、人をひきつけまちの魅力を高める取り組みを進めます。
- ・使用料については受益と負担のバランスをとった適正な金額に改定します。
- ・納税に対する啓発と納付しやすい環境づくりを進めることとあわせ、徹底した未収金対策に取り組みます。

2 経営と協働の視点に立った行財政運営

限られた資源で最大の効果を生むためには、経営と協働の視点に立った行財政運営を進めることが重要です。行政の持つ資源をより効果的・効率的に活用するとともに、相乗効果を期して地域にあるさまざまな資源との連携や協働を進めていきます。

◆こんな取り組みを行います

- ・行政内部のより効率的な運営を進めます。職員の能力開発に努めるとともに、公としての役割を押しさえながら民間の力を積極的に活用します。
- ・大学や企業、市民団体など地域の資源との連携を深めるとともに、互惠関係の中で協働を進めていきます。
- ・地域を超えた資源である近隣市との広域連携、国や都との補完関係・役割分担のなかでの連携を進めます。また、行財政制度の見直しについて、国や関係機関などへの積極的な働きかけを行います。
- ・地域経済の下支えや底上げに取り組むとともに、契約の質の担保と雇用の安定を図るため、公契約条例の制定に取り組みます。
- ・「公共サービス基本法」の基本理念の実現に向け、公共サービス基本条例の制定に取り組みます。

3 公共施設のマネジメント

他市と比べて質・量ともに高い水準にある多摩市の各公共施設は、市民サービスの拠点となる大切な財産ですが、時間の経過とともに施設に求められる機能や役割が変化し、また、施設や設備の老朽化が急速に進む現状の中では、新たな財政負担になりつつあります。

真に必要な施設を大切に長く使用するという視点とあわせて、身の丈にあった公共施設のあり方について再考を進めていきます。

◆こんな取り組みを行います

- ・公共施設の良い維持・保全に計画的に取り組めます。あわせてこれまでの検討結果を踏まえ、公共施設の縮減に向けた具体的な行動計画の策定を行うとともに、施設の再編に取り組めます。
- ・市役所本庁舎の今後について、財源の課題も含めあり方の検討を進めます。
- ・行政サービスのあり方、行政の守備範囲の見直しとあわせ、手法の転換や縮減、廃止など、各公共施設で提供する行政サービスの見直しを行います。
- ・施設目的の転換や貸付、売却も含めた公共施設の有効な活用を図ります。

《地方分権の動きと現状》

平成 12（2000）年の地方分権一括法の施行により、国と地方の関わりについて上下の関係から対等・平等な関係に改められ、平成 15（2003）年からの三位一体の改革により、国庫補助負担制度と地方交付税制度の見直しとあわせて、一部ではありますが税財源の移譲も行われてきました。

その後、平成 21（2009）年 12 月には、地方分権改革推進計画が定められ、義務付け・枠付けの見直しや使途の限定されない一括交付金化の動きなど、地方分権に向けた流れは継続されていますが、地域の経営を地域で主体的に進めるための制度としては十分なものにはなっていません。

特に、市町村に対する事務の配分とこれに見合った税財源の移譲が大きな問題です。

新たに、国の制度として実施された子ども手当や全国的に急増する生活保護への対応など、本来、国が果たすべき役割を住民に身近な基礎的自治体である市町村が実施する事務が多くあります（*法定受託事務）。

国の役割を地方に委ねる制度であれば、必要な経費は全額国庫で負担すべきものと言えますが、現状は一定割合を地方自治体に負担させた上で、地方交付税で財源を保障することが中心となっています。

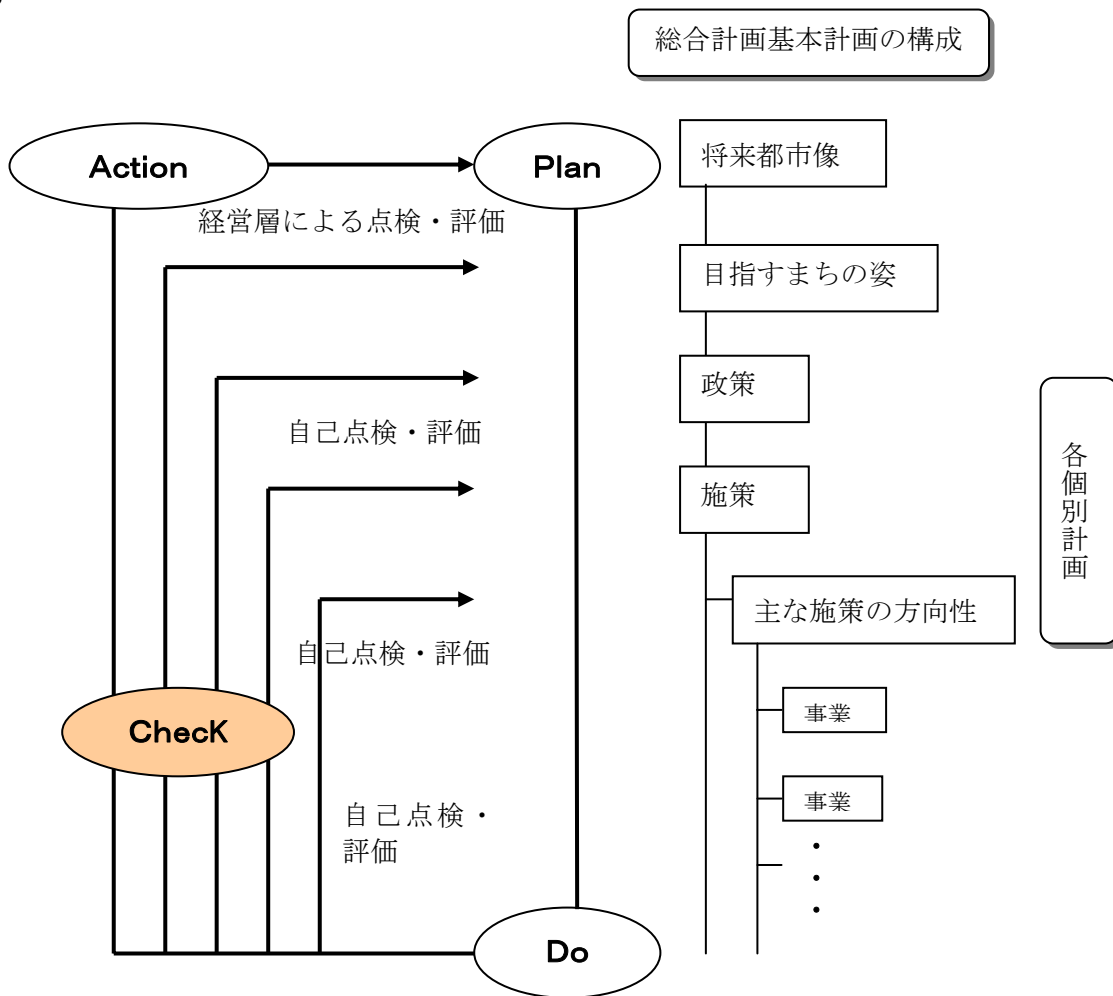
普通交付税の交付団体には、必要な財源が手当てされるしくみですが、財政力が豊かとされる多摩市のような不交付団体には別枠の財源は来ないため、歳入が低迷する中で、歳出削減など自己財源の中でのやりくりが必要となっています。

多摩市の苦しい財政状況をさらに厳しくする要因のひとつとなっており、行財政制度の抜本的な見直しが必要です。

総合計画基本計画の構成と評価の仕組み

本計画の進行管理は、PDCA のマネジメントサイクルに則し、行政評価の手法をもって行うこととし、各年度の達成状況を評価したうえで、本計画の目標達成に向けた取組みを推進していくものです。行政評価による計画の進行管理と予算との連動に取り組み、中期的な財政の見通しを毎年度更新しながら、限られた財源(予算)の中で、より効果的・効率的な財源配分と事業選択をしていきます。評価にあたっては、各個別計画の取組みの成果をさらに大きな総合計画の評価につなげていきます。

図●



財政の見通し

《今後5年間の財政見通し》

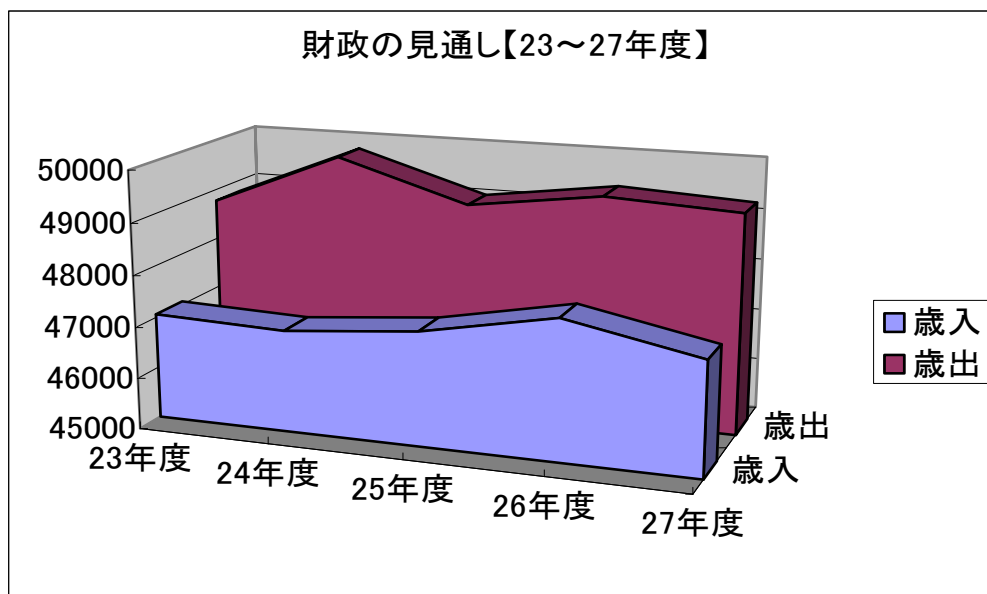
本計画を推進していくためには、施策とその裏づけとなる財源が一致となって計画期間の10年間の財政の見通しを示していけることが理想ですが、変化の激しい社会経済状況にあっては、10年間の数値自体がそれほどの意味を持たないものになっています。また、現在の地方財政は、国における「地域主権戦略」の取り組みによる基礎自治体への権限移譲や補助金等の一括交付金化など大きな改革の中にあり、動向が不透明であるとともに、社会保障と消費税を含む税の一体改革へ向けた取り組みなども進行中であり、今後の地方自治体への具体的な影響を把握できる状況ではなく、見通しを立てることが非常に困難な状況にあります。

本計画では、平成23年度予算をベースに現行制度が続くという前提で今後5年間の財政の見通しを推計しましたが、約50億円の基金(貯金)からの繰入れという財源対策をしても、なお100億円の財源不足が見込まれています。

表● 財政の見通し(平成●年●月現在)

年 度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	5年間合計
歳入	市税	276.74	274.28	274.34	278.42	274.48	1,378.26
	市債	6.21	5.84	4.79	6.66	9.18	32.68
	国庫支出金	65.91	70.84	71.25	73.09	71.23	352.32
	都支出金	59.23	62.43	62.32	59.70	60.57	304.25
	その他の収入	49.48	49.38	49.42	49.28	49.28	246.84
	合計	457.57	462.77	462.10	467.15	464.74	2,314.35
歳出	人件費	95.67	93.00	平成23年度当初予算が確定後、更新			463.20
	扶助費	119.68	120.00	平成23年度当初予算が確定後、更新			609.97
	公債費	28.25	27.00	平成23年度当初予算が確定後、更新			127.56
	物件費	86.46	85.00	平成23年度当初予算が確定後、更新			432.76
	補助費等	72.13	72.00	平成23年度当初予算が確定後、更新			364.08
	繰出金	42.89	44.55	45.49	47.01	47.03	226.97
	その他	4.49	4.49	4.49	4.49	4.49	22.45
	普通建設事業	38.18	50.54	39.15	42.47	45.91	216.25
合計	487.75	498.23	490.55	494.04	492.67	2,463.24	
歳入歳出差引額		-30.18	-35.46	-28.43	-26.89	-27.93	-148.89
財源対策		13.00	7.00	10.00	10.00	7.30	47.30
財源不足額		-17.18	-28.46	-18.43	-16.89	-20.63	-101.59

図●



《今後5年間の財政見通しの概要説明と課題》

現在の歳入の状況から今後の市税収入や各種収入を推計し、現在のサービスを維持した場合、今後5年間に約100億円の財源不足が見込まれています。この額は平成22年度末の基金残高(特定目的基金を含む)を上回り、全ての基金を取り崩したとしても対応できない額です。

歳入では、本市の人口構成の特性や現下の経済情勢から、今後の個人市民税の増加は期待しにくい状況であり、景気の動向に左右される法人市民税も先行き不透明な状況です。平成23年度の当初予算では財政調整基金が5.7億円まで減少するとともに、前年度に続き赤字補てんとしての臨時財政対策債の借り入れをしなければならない状況です。

歳出では、人件費、公債費の減少は見込まれるものの、市の重点施策である保育所待機児童対策をはじめ、生活保護費、障害者自立支援関連などのセーフティネットに係る経費の自然増や公共施設等の維持保全経費の増加が見込まれます。

このことから、歳入に見合った歳出構造への転換が急務の課題です。

◆歳入

(1)市税

長引く景気低迷の中、ここ数年間は個人市民税及び法人市民税は減少傾向にあります。今後は、納税額の多かった世代層が退職期を迎え、次の世代層は人口そのものが少ないといった多摩市の人口構成の特徴から、右肩上がりは望めない状況です。

(2)市債

公共施設の整備や建替えの際、世代間の負担の公平性という観点から、地方債を借入れています。地方債の活用については、利子の発生により将来に負担が増えてしまう特徴があるため、計画的に返済する一方で、極力増やさない努力も必要です。推計にあたっては、普通建設事業に係る起債のみを計上し、赤字補てんとしての臨時財政対策債は見込んでいません。

(3)国庫支出金・都支出金

今後の施設整備、生活保護費及び保育所の待機児童対策による増加等、歳出に連動するものもあり増加傾向にあります。なお、国庫支出金においては、「一括交付金化」への動向や「子ども手当制度」が未だ不透明であることから、現行補助制度に基づき推計しています。

(4)その他の収入

地方消費税交付金などの各種交付金については、今後も増収は見込めない状況にあります。推計にあたっては、平成23年度見込みを基本とし、制度が終了する予定の交付金は見込んでいません。

使用料・手数料については、現状のまま推移するものと推計していますが、公共施設の使用料については、施設の維持管理経費をはじめ老朽化対応に多額の経費が必要となることから、適正な受益者負担に向けた見直しが必要です。

◆歳出

(1)人件費

多摩地域 26 市の中で人件費が高いことの大きな要因としては、職員の平均年齢があります。本市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、発展期に多くの職員を雇用しました。その世代の年齢が平均年齢に大きく作用しています。今後、いわゆる団塊の世代が大量に退職することから、人件費については減少傾向にあります。

(2)扶助費

景気低迷の影響から今後も生活保護費が増加するのをはじめとして、保育所の待機児対策に伴う保育所運営費等や障害者自立支援法の障害福祉サービス費が増加していくことが見込まれます。

(3)公債費

過去からの地方債の発行抑制努力と繰上げ償還等により、減少傾向は続くと考えています。

(4)物件費

近年は様々な削減努力により減少傾向でしたが、今後は職員数の削減等により業務の一部が外部委託されることや IT 関連機器類のリース料等の増加により、物件費全体が増加傾向となることが予測されます。

(5)補助費等

平成 21 年度の決算では、国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では判断できないものが約 1/3 を占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も市民生活に関係が深く公益性があるものですが、補助費等の削減にあたっては多摩市の単独補助制度の見直しが必要不可欠です。見直しを進めない場合、将来的には増加傾向になると予測されます。

(6)繰出金

特別会計への繰出金については、増加傾向にあります。特に、国民健康保険特別会計における赤字補てん分の繰出しが大きな要因となっています。特別会計は、本来独立採算を原則とする会計であることから、税負担の公平性の観点からも健全な国保財政に向けての財源確保が必要です。

(7)普通建設事業費

各年度の普通建設事業費については、50 億円以内を目安としています。しかし、今後、小中学校が建設後 30 年を迎えるとともに、市域の 6 割を占めるニュータウン開発に伴い高い水準で整備された多くの公共施設や道路、公園、下水道が一時期に更新の時期を迎えることから、計画的に平準化した更新が重要です。

《目指すべき財政の姿に向けて》

今後も極めて厳しい財政運営が見込まれることから、P120の「計画の実現に向けて」における改革やその取り組みを進めるとともに、新たな（仮称）経営改革推進計画を策定し、持続可能な財政構造を構築していきます。

また、今後の多摩市の行財政を展望するため、中期的な財政の見通しを毎年度、更新しながら、事業や施策を選択し、その情報を提供していきます。大きな財源を伴う施設整備等の計画については、優先度を明確化していきます。

《大きな財源を伴う施設整備等》

今後5年間に大きな財源を伴う計画的な対応が必要な施設整備等は、次の一覧表のとおりです。

作成中につき、今後整理します。

【用語解説】

市税：市民税（個人市民税・法人市民税）、固定資産税（国有資産等交付金・納付金を含む）、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税

市債：特定の用途にあてる目的で借り入れる資金のこと

その他の収入：地方譲与税、地方交付税、使用料・手数料、国・都支出金、諸収入等

基金からの繰入金：特定目的のために設置された基金を取り崩して、特定目的に合致した事業にあてる経費

財源対策：財源の不足を補うための対策としての経費

人件費：職員の給与や委員等の報酬等

扶助費：社会保障制度の一環として生活困窮者、障がい者等に対してその生活を維持するために支出される経費

物件費：消費的な経費で、臨時職員の賃金や旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など

補助費等：補助金や交付金、一部事務組合への支出など

繰出金：後期高齢者医療や国民健康保険、介護保険、下水道などの特別会計への補てん支出

普通建設事業費：施設建設や道路・橋りょうの新設など、長期間にわたってその効果が持続する経費